

令和5年度

学校安全マニュアル



石巻市立稻井中学校

学校防災マニュアル 目次

	ページ
I章 計画と体制	
I-0 本校と学区の現状	1
I-1 学校防災全体計画	2
I-2 学校防災年間計画	3
I-3 校内灾害対策本部	5
I-4 教職員の警戒配備体制	7
I-5 情報連絡体制	8
I-6 災害時の情報収集体制	9
I-7 地域との連携体制	10
I-8 避難訓練実施計画	13
I-9 校内研修計画	23
I-10 防災関係の安全点検計画	24
II章 災害発生時の対応	
II-1 地震発生時の対応	25
II-2 火災発生時の対応	31
II-3 突風・竜巻発生時の対応	33
II-4 風水害想定の場合の対応 (台風の接近や暴風、大雨、洪水、大雪警報等発表時)	34
II-5 原発事故発生時の対応	35
II-6 避難所開設・運営協力	39
II-7 学校再開	43
	50
III章 その他	
III-1 心のケア	51
III-2 半固定無線操作方法	54
III-3 災害備蓄品リスト	56
III-4 マニュアルのリーフレット (分かり易く簡潔にまとめたもの)	57
III-5 緊急連絡カード	60
III-6 校内灾害対策要綱	62
III-7 特別警報発表時の対応	65
III-8 個別の危機管理・新たな危機事象への対応	66
生活安全	
傷病等への対応	71
不審者対応	79
交通安全	
交通安全指導計画	84
交通事故発生時の対応	86

I - O 本校と学区の現状

- (1) 校舎：昭和56年3月完成で、新建築基準施行（1981年6月1日）前であるが東日本大震災でも倒壊せず、今後も倒壊等の危険性は低いと思われる。ただし、校舎のつなぎ目には破損が見られ、地盤沈下が進み、校舎、体育館に亀裂が見られる。また、体育館は耐震性を増すための補強工事を実施した。女川原子力発電所からUPZ（5km～30km圏内）にある。
- (2) 校地：平地（周りは田畠）にあり、校舎の裏にある丸森山南東部は土砂災害の危険区域に、指定されている。真野川の氾濫や大雨でも、校舎の周りが浸水する危険性がある。実際に、平成23年9月、令和元年10月の台風の時に校舎の周りが浸水した。もともと地盤が低く、海拔-1.8m（校庭は-0.6m）で冠水する。
- (3) 学区：当学区は旧稻井町全域からなり、生徒の通学距離は長く、南境や水沼方面は8km以上離れている。多くの生徒が自転車で通学しており、交通安全や防犯上の配慮が特に必要である。女川までのバイパスに加え、渡波稻井トンネルの開通により交通量が増したため、交通事故の危険が高まったと言える。
また、家庭は、3世代・4世代からなる大家族が多かったが、震災の影響で、美園地区を中心に新たに住宅が多数建設され核家族化も進んでいる学区である。
- (4) 地形：学校および学区の大部分は低地にある。学区の北、東、南などを3方を山に囲まれている。また、学区内を北上川水系の一級河川である「真野川」が約9kmに渡って流れている。
- (5) 2011年東日本大震災：津波による直接的な被害はなかったが、大瓜・井内地区では浸水による被害が出た。幸い建物に大きな被害はなく、補修して住み続けている。学校は、浸水はなかったが、校舎と地面の段差が発生した。体育館を避難所として開放し30名～40名が利用した。当時の在校生のうち1名が行方不明（学区外生徒）。校庭には渡波小中が仮設校舎を建設した。
- (6) 想定すべきハザード：近年の経験および石巻市ハザードマップ（地震動、液状化、土砂災害、洪水）等より
・学区にある山の周辺は土砂災害危険区域に指定されている。
・津波が発生した場合は、学校周辺や新栄地区で0.3m～0.5mの浸水が予測されている。
・通学路のうち、新栄付近や学校周辺の道路は、強い雨が降ると冠水しやすい。真野川の洪水による浸水想定は、3m以上5m未満となっている。
- (7) 学校・学年行事等でよく行く場所において特に想定すべきハザード
・石巻市中心部 ⇒ 津波、洪水 ・秋田角館 ⇒ 洪水、土砂災害
- (8) 本校が指定されている避難所（実際は想定外の避難者もあり得る）

津波	高潮	洪水	内水氾濫	土砂災害	避難所
○	○	2階以上	2階以上	○	○

- (9) 地域防災連絡会（自主防災組織、消防団、町内会）等：
稻井中学校区防災連絡会を組織し、学区内の防災について情報共有している。

I-1 学校防災全体計画

石巻市立稻井中学校



I-2 学校防災年間計画

月	防災管理	組織活動	防 灾 教 育 (防災学習・防災指導)	
	関 連 行 事	教 科	特 別 活 動 そ の 他	
4	・安全のきまりの確認(設定) ・安全点検年間計画確認 ・避難経路の確認 ・危機管理体制に関する研修	・地域の自然と歴史 (理科)	・危険箇所の確認 ・緊急連絡カード及び避難確認カード記入	
5	・安全点検(避難所関係備品の確認、整備を含む) ・安全教育指導者研修		・災害時の安全な避難と備え	
6	・安全点検 ・避難訓練(地震・津波) ・小中連携心肺蘇生法講習会 ・小中合同引き渡し訓練		・地震の危険と避難	
7	・安全点検(通学路を含む) ・緊急地震速報受信取扱研修	・救急救命、AED操作 (保体)	・夏休みの過ごし方	
8	・安全点検 ・救急体制の見直し ・避難所運営に関する研修会 学区防災連絡会		・地震による津波の危険	
9	・安全点検 ・半固定無線装置 操作研修		・社会に生きる一員として	
10	・安全点検 ・地域合同防災訓練への参加呼びかけ(地震・津波避難時)	・様々な支援 (保体)	・震災の中で	
11	・安全点検 ・市総合防災訓練(6日予定) ・避難訓練(火災) ・防火設備、用具の点検	・自然と人間 (理科)	・地域防災の参加とボランティア(地域の一員としての役目) ・火災発生時の対応・避難	
12	・安全点検 ・避難所として開放する場所の点検		・冬休みの過ごし方 ・避難時の約束について	
1	・安全点検(通学路を含む) ・原子力防災訓練	・活動する大地 (理科)	・災害への備えと協力(地域の一員として)	
2	・安全点検(備品を含む)	・大地の変化 (理科) ・ライフラインの大切さ (社会)		
3	・安全点検 ・学校安全点検の評価と反省		・震災を教訓とした災害への備え ・春休みの過ごし方	

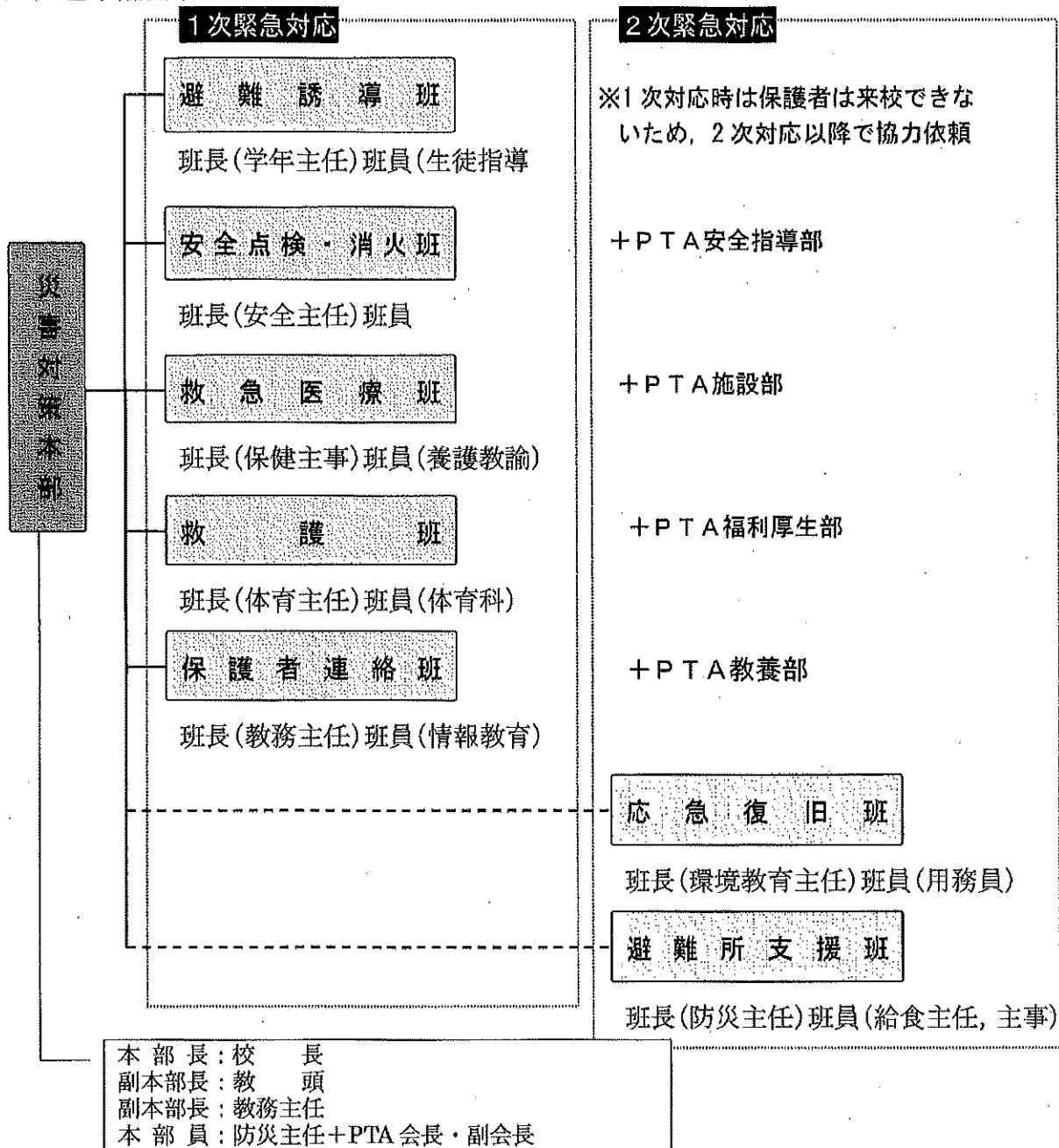
「未来へつなぐ」活用計画

内 容	1学年	2学年	3学年	活用時期
1 大地が動く（地震が起きる仕組み）	○			1月 理科
2 大地が動く（地震によって引き起こされる災害）	○			2月 理科
3 正しい情報の収集と活用				
4 命を救う（応急手当法）		○		7月 保体
5 学校の安全対策				
6 学校にいるときに地震が起きたら	○	○	○	4月避難訓練
7 こんな場所で地震が起きたら	○	○	○	4月避難訓練
8 我が家の地震対策	○	○	○	6月避難訓練
9 災害に備える				
10 「自助」「共助」の力をつける避難訓練	○	○	○	市防災訓練
11 火災	○	○	○	11月避難訓練
12 大雨・洪水・雷		○		11月 理科
13 土砂災害			○	2月 理科
14 台風・突風・竜巻		○		11月 理科
15 原子力災害	○	○	○	2月避難訓練
16 励ましあつた夜				
17 ライフラインの大切さ			○	2月 公民
18 私たちにできること			○	12月 公民
19 衛生や健康の大切さ	○	○	○	
20 様々な支援			○	10月 保体
21 自分が支援する立場になつたら				
22 地域の自然と歴史を知る		○		4月 地理
23 街並みの変化を知ろう				
24 復興に関わる人達				
25 石巻の未来像				

I - 3 校内災害対策本部

震度6弱以上の地震または大規模な災害発生時に、震災の規模や被害状況等を踏まえ、校内災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

(1) 基本編成図



※本部長 ↔ 防災主任 ↔ 班長 ↔ 班員の連絡体制で迅速に業務にあたる。

※災害の状況に応じて他班の支援体制を考える。(1次緊急対応を優先にする)

※本部長代理順位 ①教頭 ②教務主任 ③防災主任

(2) 各班の業務内容

班 名	業 務 内 容	主な必要物品
本 部	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送等による連絡や指示 ○応急（緊急）対応の決定 ○各班との連絡調整 ○教育委員会、市災害対策本部、PTA等との連絡調整・報告 ○情報収集（気象、災害、交通情報等） ○非常持ち出し品の搬出 ○報道機関との連絡・対応 	拡声器、メガホン ホイッスル 無線機（トランシーバー） ラジオ 懐中電灯 乾電池（各種）
避 難 誘 導 班	<ul style="list-style-type: none"> ○揺れがおさまった直後の安否確認 ○負傷状況の把握と本部への報告 ○安全な避難経路を確認しての避難誘導 ○行方不明の生徒・教職員を本部に報告 	拡声器、メガホン ホイッスル 強力ライト
安全点検・消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○火災が発生した場合の初期消火 ○被害状況の確認 ○校舎、その他施設の被害程度の調査と本部への報告 ○初期消火の必要がない場合は、避難誘導、救護等の他班を支援する。 	消火器 安全点検表
救 急 医 療 班	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急医薬品、担架の持ち出し（AED 含む） ○負傷者の応急手当 ○救護所の設営（保健室が使えない状況を想定） ○医療機関への搬送・連絡 	医薬品 担架 毛布 簡易テント、シート
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出、救命 ○負傷者、危険箇所等の通報 ○「心のケア」の実施 	担架 毛布 パール、スコップ等
保 護 者 連 絡 班	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉メール配信、電話連絡網での対応 ○地域防災無線、地域コミュニティを活用しての連絡 ○引き渡し対応の事前の取り決め ○引き渡し場所の指定 ○生徒の引き渡し作業（カード利用） 	在校生確認表 引き渡しカード
応 急 復 旧 班	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○ライフライン被害状況の把握と本部への報告 ○危険箇所の応急処置 ○「立入禁止」「使用禁止」等の表示 	トラロープ 各種表示 各種工具
避 難 所 支 援 班	<ul style="list-style-type: none"> ○市防災担当課と連携しての支援 ○避難所開設がない場合は、避難誘導、救護等の他班を支援する。 	救援物資については市災害担当課で準備する。 放送機材、カラーボード、各種表示、腕章、ベスト、ストラップ

【1-4 警戒配備・特別警戒配備計画】(令和5年4月1日～) ◎：登 庁 ○：待 機

配備区分・災害種別			第一配備体制						第二配備体制						第三配備体制					
No	役職	氏名	大雨洪水警報	震度5弱	津波注意報	暴雨雨警報	高潮警報	大雨洪水警報	震度5強	津波警報	暴雨雨警報	高潮警報	大雨洪水警報	震度6弱以上	津波警報	暴雨雨警報	高潮警報			
1	校長	菅原 栄治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	教頭	音野 修一	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	教務主任	三浦 徹	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4	1年主任	三浦 尚士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5	1年1組	阿部 美佳																		
6	1年2組	伊藤 真琴																		
7	病弱	渡野 敏智																		
8	2年主任	島田 裕香	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	2年1組	安倍 幸浩																		
10	2年2組	荒瀬 まちこ																		
11	知的	青沼 勉輔																		
12	情緒	鶴岡 春菜																		
13	弱視	船山 啓史																		
14	3年主任	工藤 敏之	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
15	3年1組	永松 正子																		
16	3年2組	鈴木 孝和																		
17	副担任	河口 隆																		
18	義務教諭	大沼亜紀子																		
19	総括主任	本吉 和弘	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20	用務員	龟山 正浩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
登庁人 数 計			1名	1名	0名	1名	0名	7名	7名	7名	3名	1名	9名	20名	20名	9名	1名			
配備内容																				

※津波等により浸水の危険がある地域を通りなければいけないときは、自宅または安全な場所で待機すること。

※自らが被災し、又は家族もしくは家屋が被災する等やむを得ない事由により登庁することができないときは、安全確保の上可能な連絡をすること。

※校舎、体育館が避難所となつた場合は、非常招集し登庁した者から、避難所開設マニエアルに基づき避難者の対応に当たる。

※津波注意警報以上が発表された場合は、音メールで出動の指示があるまでは待機する。

○大雨洪水警報、暴雨雨警報、高潮警報が発表され、床面に浸り板

が予想される、又は豪雨が予想されたとき。

○震度5弱以上の地震が発生したとき。

○津波注意警報が発表されたとき。

○豪雨雨警報が発表されたとき。

○大雨洪水警報、暴雨雨警報、高潮警報が発表される、床面に浸り板

が予想される、又は豪雨が予想されたとき。

○震度6弱以上の地震が発生したとき。

○津波注意警報が発表されたとき。

○大雨洪水警報、暴雨雨警報、高潮警報が発表される、床面に浸り板

が予想される、又は豪雨が予想されたとき。

○震度5強以上の地震が発生したとき。

○津波注意警報が発表されたとき。

○大雨洪水警報、暴雨雨警報、高潮警報が発表される、床面に浸り板

が予想される、又は豪雨が予想されたとき。

○震度6弱以上の地震が発生したとき。

○津波注意警報が発表されたとき。

○大雨洪水警報、暴雨雨警報、高潮警報が発表される、床面に浸り板

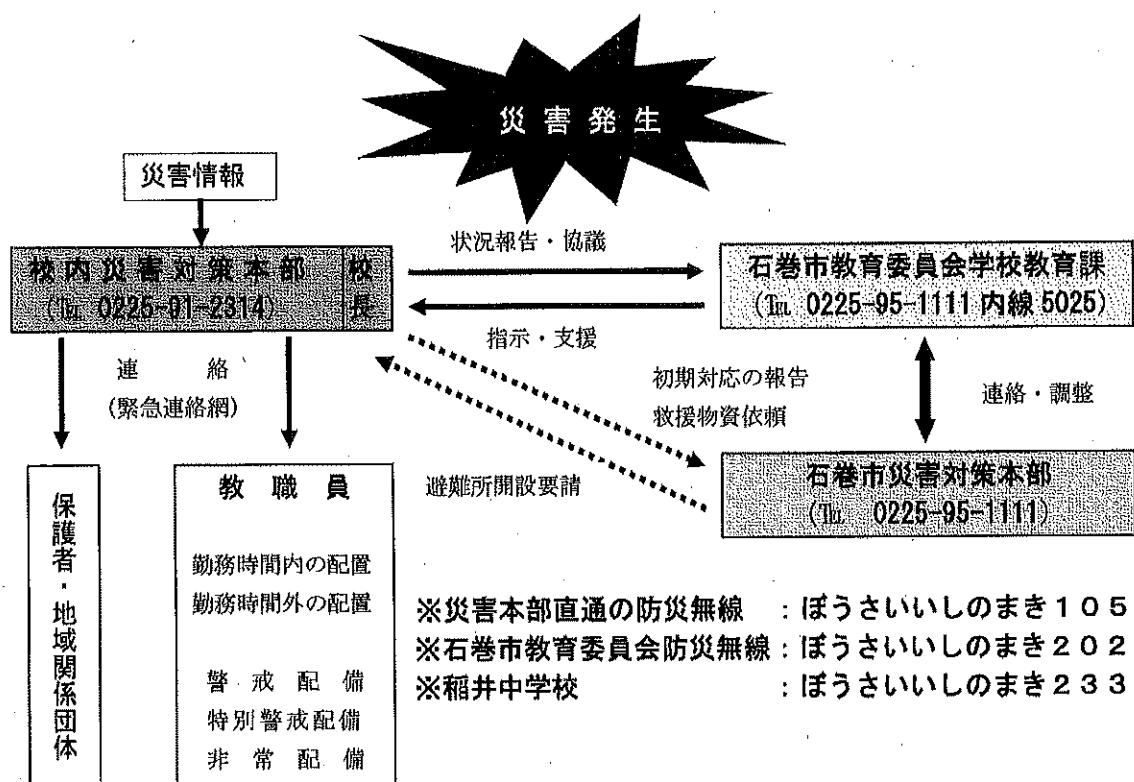
が予想される、又は豪雨が予想されたとき。

○震度5強以上の地震が発生したとき。

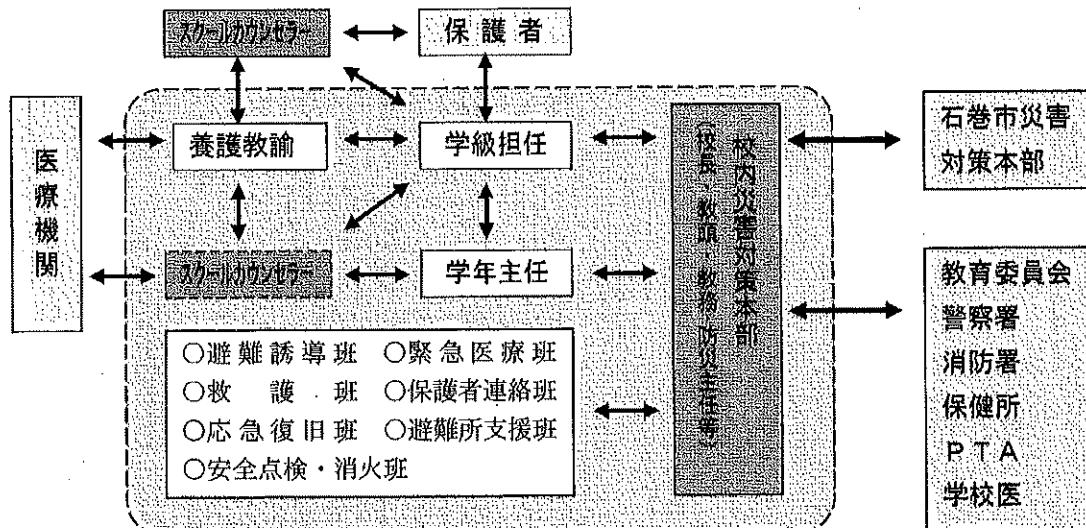
○津波注意警報が発表されたとき。

I - 5 情報連絡体制

情報連絡体制図



学校組織（校内灾害対策本部）



I-6 災害時の情報収集体制

災害時の情報収集・伝達手段

【情報収集手段】

	主な手段	担当者	備考
1 通常時	①テレビ・ラジオ ②インターネット ③災害本部直通の防災無線 (半固定型可搬型電話)	事務 教務主任 教頭 防災主任	
2 停電時	①ラジオ ②災害本部直通の防災無線 (半固定型可搬型電話) ⑤その他 - 太陽光発電による通信機器の利用 (コンセント…職員室2, 校長室1) (照明…廊下トイレ, 体育館, 職員室, 校長室, 保健室) - 発電機使用による通信機器の利用 - 自家用車や自転車, 徒歩等による	事務 教頭 事務 用務員 教諭	校長室, 職員室, 体育館放送室に防災ラジオあり。 職員室にある「非常持出袋」に携帯ラジオ1台, 予備電池有り 発電機3台 自転車3台

【情報伝達手段】

	主な手段	担当者	備考
1 通常時	①一斉メール配信 ②災害本部直通の防災無線 (半固定型可搬型電話)	教務主任 教頭	
2 停電時	①災害本部直通の防災無線 (半固定型可搬型電話) ③その他 - 太陽光発電による通信機器の利用 (コンセント…職員室2, 校長室1) (照明…廊下トイレ, 体育館, 職員室, 校長室, 保健室) - 発電機使用による通信機器の利用 - 自家用車や自転車, 徒歩等による	教頭 事務 用務員 教諭	発電機3台 自転車3台

I - 7 地域との連携体制

稲井中学校区防災連絡会会則

第1章 総則

第1条 この会は、稲井中学校区防災連絡会と称す。

第2条 この会の会員は、次の通りである。

稲井小学校校長・教頭・防災主任、稲井中学校校長・教頭・防災主任、稲井小学校父母教師会会长・副会長、稲井中学校父母教師会会长・副会長、稲井地区区長、稲井地区消防団長、稲井婦人会会长、民生児童委員、稲井支所代表、稲井公民館代表、稲井駐在所所長、稲井幼稚園代表、井内保育所代表

第2章 目的及び事業

第3条 この会は、稲井地区の防災体制を確認し、情報交換を行うことを目的とする。

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 稲井中学校区内に設置されている学校・幼稚園・保育所等の児童・生徒・園児の安全確保
- (2) 稲井地区防災組織の情報交換と災害時の協力体制の確立
- (3) 各種避難訓練の協力
- (4) 避難所開設・運営協力について

第3章 役員

第5条 この会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、事務長2名、庶務2名、幹事若干名

第6条 役員は、各団体のあて職とする。

- (1) 会長は、稲井地区区長会会长とする。
- (2) 副会長は、稲井地区区長会副会長1名、稲井中学校PTA会長1名、稲井小学校PTA会長1名とする。
- (3) 事務長は、稲井小学校教頭1名、稲井中学校教頭1名とする。
- (4) 庶務は、稲井小学校防災主任1名、稲井中学校防災主任1名とする。
- (5) 幹事は、消防団長、稲井婦人会会长、稲井地区民生委員児童委員協議会会长、その他総会で指名されたものとする。

第7条 役員の職務は、以下の通りとする。

- (1) 会長は、会務を統括し本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
- (3) 事務長は、会長の命を受け、本会の事務を掌理する。
- (4) 庶務は、本会の事務に従事する。

第8条 役員の任期は各団体の任期に従う。

役員は任期満了といえども後任者が決まるまで、その職務を行うものとする。

第4章 会合

- 第9条 この会の会合は、防災連絡会（以下連絡会という）とする。
- 第10条 連絡会は、年1回5月下旬から6月下旬の間に開く。
但し、役員会において必要と認めたときは、臨時に連絡会を開くことができる。
- 第11条 役員会は、第5条の役員を以って構成し、連絡会で決められた事項を執行するとともに会の運営にあたる。
- 第12条 連絡会は、会長がこれを招集し、連絡会の議長は出席会員の中より選び、他の会合の議長は会長がこれにあたる。
- 第13条 連絡会は、その定数の3分の1以上の同意があれば、会長に対して会合の開催を要求することができる。
- 第14条 会長から出席を求められた者は、会合に出席して意見を述べ、または説明することができる。
- 第15条 会合の議事は、出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

付 則

- 第16条 この会則は、平成25年3月6日からこれを実施する。
- 第17条 この会則は、平成27年6月24日に一部改正する。

※本校での避難所開設時の運営に関しては、地域の方々は各地区ごとに集会所等での避難所運営があるため、石巻市災害対策本部が管理運営を行い、主に本校職員が協力・支援を行う。
避難訓練については、各地区の避難所に避難させるため、合同の避難訓練は実施しない。

①持ち帰り事項

○渡波稲井線の開通に伴う渡波方面からの避難者対応、備蓄品の準備について

委員：震災時に物資が足りないという情報を連絡できなかった。そのため、自分の子供が勤務している赤十字病院に連絡して物資をよこしてもらった。備蓄品を運搬するための現実的な役割分担を決めておくべきではないか。

市(危機対策課)：その時の指示に従い運搬を行う。

委員：備蓄食料についてはどうか。

市：学校に配備している食料以外に、防災センターと南境防災倉庫に備蓄。南境にはおよそ1000食あるが、混乱を避けるために市民には公表していない。流通備蓄(支援物資)は総合運動公園に集積し、そこから避難所へ送る想定。イオンと連携している。

委員：備蓄場所にこちらから取りに行つたほうが早いのではないか。倉庫の担当を決めておいたほうが混乱しない。

委員：道路・橋が壊れていたら食料は取りに行けないし、食料を運搬することもできなくなる。最悪を想定して配備すべき。

委員：自分で食料をもって避難すると市は想定しているが、実際に食料をもって避難する人はいないのでは。トンガ噴火に伴う津波避難の際の避難民も食料をもって避難していない。

委員：学校がやっていれば生徒・教員がいる。学校備蓄の食料は食べていいのか。避難民用なのか。

市：そこまで決めていなかった。

○大雨災害時(内水氾濫、洪水)の稲井小中学校の避難所開設について

市：最初に稲井公民館に避難所を設置する予定だが、稲井小・中学校を避難所から最初から外すことなく、状況に応じて避難所開設を検討する。

委員：稲井小・中は台風19号時にも周囲が冠水するなど地盤が低い地域なので、水害の際は最初から避難所指定を外し、まきあーなどの設備が整った場所にしてほしい。

○避難所派遣要員の固定化について

委員：津波警報・注意報→解除しないと教員は来ない。その場合誰が学校に来るのか。

②課題事項

・町内会に渡している稲井小学校の合鍵

委員：真野内小島区長の木村さんと近くの住民の三浦さんの2名が持っている。

・稲井小・中学校の避難者の受け入れの際の共通理解

委員：今後も進める必要がある。地域としてサポートする体制を作りたい。

③令和3年7月 台風8号の対応

・稲井中学校を避難所として開設する際の事前連絡

市：災害対策本部で決定後、市教委から校長に連絡を行う。

・稲井中学校のトイレ、雨漏りについて

市：緊急時の避難所として対応に不備はないと考えている。

委員：災害対応施設として考えているのであれば予算化すべきである。

委員：まきあーとの位置づけは。

市：避難所として想定。

委員：太陽光システムは使えるのか。体育馆で使えないのでは意味がないので、避難者でも使えるようにしてほしい。

○その他

委員：稲井中学校校区は山に囲まれているため、がけ崩れや土石流の心配がある。その対応・準備も必要である。

I - 8 -① 防災(地震想定)避難訓練実施計画

1 目的

- 大規模地震災害の発生に備え、冷静、敏捷かつ適切な対処および避難行動ができるとともに、被害を最小限にとどめようとする意識を養う。
- 地震および二次災害に対する普段からの心構えをもたせるとともに、生命の安全に対する意識を高揚させる。

2 日時 令和5年 **6月 日()** 5校時 (13:15~ : :)

※事前に生徒に知らせ、訓練に臨む姿勢を各クラスで共有しておく。

※ 天候の状況に応じ、訓練の内容(10)を決定する。

3 想定 「**6月 日** 13時15分(生徒は各教室で授業中)、宮城県沖を震源とする大規模地震(マグニチュード9、震度6強)が発生した。職員室内は机、備品が横倒しになつて散乱しており、入れない状態。避難経路を確認したところ、大きな破損はなく、生徒を避難させることができる。報告を受け非常放送で避難指示をしようとしたが、電源喪失状態であったことが判明した。電話も不通であった。」

4 訓練対象 稲井中学校生徒および全職員

5 訓練項目 避難行動(生徒)および避難誘導(職員)訓練

6 校内防災組織と役割

〈組織〉

- ・責任者
- ・検索(1F・2F・3F・体育館)
- ・責任者
- ・養護教諭
- ・持ち出し

※今回も事前の役割分担はしません。職員室にいるのは基本的に授業のない空き時間の職員ですが、誰がどう動くかは、その時に責任者から指示された職員が指示通り動いてください。

〈役割〉

- ①学級(教科) 担任 :出席簿の管理、生徒の避難誘導、避難生徒数の確認と報告→10人
- ②検索 :避難経路の確認、避難コースの指示、残留生徒の確認→4人
- ③救護 :避難経路の開錠、けが人等の搬出、けが人の救護→養教十必要な人数
- ④持ち出し :緊急連絡用カード、AED、防災ラジオ、救急箱の持ち出し→1人

※責任者は職員室にいる職員へ②~④のアクションカードを配る。

7 避難経路・場所

（晴天時）

- 1年生：西側非常階段→屋体通路→校庭直進→
- 2年生：中央階段 → 保健室 → 校庭直進 →
- 3年生：東側階段 → 技術室 → 校庭直進 →

1年生駐輪場付近

【雨天時：避難場所を体育館とする】

- 1年生：西側非常階段 → 屋体通路 →
- 2年生：中央階段 → 1階廊下 →
- 3年生：東側階段 → 1階廊下 →

体育館ステージ前（校庭に避難したという想定で放送なし）

8 避難時の留意事項

- 生徒に「避難方法、避難経路、避難場所」を指示する。（教頭→検索担当→学級担当）

3年、わかたけ、よかぜ（3F検索担当）

「東階段、技術室を通って、1年駐輪場の安全旗前に集合、整列しなさい」

1・2年、たいよう、あおぞら（2F検索担当）

「西側非常階段、保健室を通って、1年駐輪場の安全旗前に集合、整列しなさい」

1F 特別教室（1F検索担当）

「非常階段を通って、1年駐輪場の安全旗前に集合、整列しなさい」

- 「お押さない、は走らない、ししゃべらない、もどらない」の避難行動4原則（お、は、し、も）を守らせる。（学級担当教員）

- 一次避難行動（机の下にもぐる）は、地震が収まるまで。

今回の避難想定、訓練内容を基に考えると、職員が一度避難経路の安全を確認し、教頭の指示で各教室に避難指示をするまで5分程度かかると思われる。3・11の地震は2分以上続いたので、生徒には「机の下に3分、無言、机の脚をもった姿勢で待機」するよう指示する。

3分経ったら、窓や戸を開けさせ、最悪の場合の避難経路を確保する。（学級担当教員）

※机の下に身を隠しているときに「大丈夫」など安心させる言葉をかける。

- 二次避難のために廊下に生徒を誘導後、教室内に誰も残っていないことを確認して、検索担当が廊下側のドアを両方閉める。→残存生徒がいないことを表すため。

- 二次避難行動時（校庭への避難）は学級担当教員が常に先導し、生徒の移動スピード、他クラスとの調整役をする。各階の階段降り口、出口に検索役の教員がつく。ただし、**大きな声は出さない（ダメな行動をした場合は、当然かっちり指導する）**。「黙って」の徹底が必要なことを意識させる。

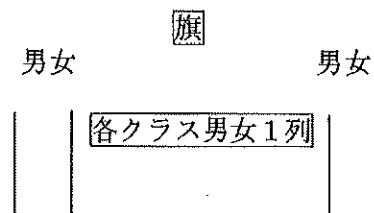
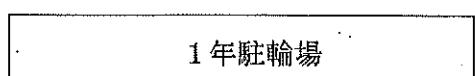
※廊下を移動のときは、窓ガラスも割れていることを想定し、真ん中を歩かせる。

- 避難行動中前の者が転倒した場合、右手を高く上げ「ストップ」と叫び、後続を止めさせる。校庭に出たら走って避難場所に移動する。（学級担当教員、学年担当、避難生徒）

- 残留生徒がないよう学級担当教員および検索係は十分留意するとともに、移動中も人員を確実に把握する。また、ケガ等で体の不自由な生徒の避難については事前に学年内で検討し、訓練への参加の在り方についても十分配慮するものとする。

9 避難後の隊形・報告系統

〈避難後の隊形〉



※体育館の場合、通常の集会隊形
バスケットゴールの真下を避けて整列

〈報告系統〉

学級(教科)担任→責任者→校長

※ 報告の仕方

例

3年1組在籍 男15名 女10名
欠席・早退者 男1名 女0名
現在の出席者 男14名 女10名
全員避難しました。

(あるいは、24名避難し、3名が行方不明です。
行方不明の生徒は一郎、次郎、花子です。)

例

◎検索係

2階の検索の結果、残留者はいませんでした。
(3階の検索の結果、音楽室で2名閉じ込められており、安倍、島田教諭が現在救出に当たっています)

※携帯orラジオ等で情報収集。半固定電話で市教委に連絡。

10 訓練内容

(1) 1次避難→机の下 2次避難→駆輪場前 3次避難→校舎3階(校舎屋上)

※三次避難についての確認(校長)

パケツと雑巾は、各避難出口となった部屋に常備するので、校舎を探索していない教員で濡れ雑巾をセットする。

(2) 全体指導 司会:防災主任

- ①避難に要した時間の発表(安倍)
- ②感想発表 (生徒会執行部 会長)
- ③訓練の講評 (校長)

時刻	訓練の流れ	教員・生徒の動き	その他
13:15	震度6強の地震発生	<p>◎自分の身を守りながら静かに整然と避難行動を行うように生徒へ声掛けをする。</p> <p>○1次避難として机の下に身を隠す。指示があるまで机の下に待機する。</p> <p>●自分の安全を確保したあと責任者の指示後にアクションカード（地震）とトランシーバーを持って校舎内外に行き、安全確認。</p> <p>◎生徒の人数確認、安全確認をして2・3Fに来た検索係に伝える。</p> <p>●生徒の状況を確認したらトランシーバーで責任者に報告し、次の指示が出るまで廊下で待機する。</p>	・地震発生の場合のみ全校放送で行い、このあとは拡声器を使用する。
13:20		<p>▲情報収集後、避難するようトランシーバーで2・3Fで待機する検索係に指示を出す。また、1Fで待機する職員に避難口を確保させる。計測開始。</p> <p>○出席簿をもち先頭に立って、生徒を避難させる。その際、教室のドアは開けたままにしておく。</p> <p>●指示を出した後、避難が完了したか廊下や教室を確認する。点検が終わったら教室のドアを閉める。 ※点検終了のサイン</p> <p>○廊下に整列し教科担任に従って、避難する。その際、ヘルメットや教科書などで頭を保護する。</p> <p>●校舎から出る際に、各扉を閉めてからでる。検索結果を責任者へ報告する。</p> <p>○駐輪場へ避難後、点呼をとて責任者へ報告する。その後担任に引き継ぐ。</p> <p>○一列に整列して着座し、静かに待つ。</p> <p>◆学年所属の教員がそろっているかを責任者へ報告する。 ※4学年は教務が報告する</p>	<p>・体調不良の生徒管理（養教）</p> <p>・ラジオをつけて情報を集める。（持ち出しあり）</p>
13:25		<p>大津波警報が発表され、校長が校舎3階に避難の指示を出す</p> <p>▲検索係に、校舎の安全点検をするよう指示を出す。生徒に静かに待機するよう指示を出す。</p> <p>●3階の安全を確認しだい、トランシーバーで責任者に報告する。</p> <p>▲担任に校舎3階に避難するよう指示を出す。 ※2年、3年、1年の順番で移動する。2年生は音楽室前廊下、3年生は各教室、1年生はコンピューター室前廊下へ移動</p> <p>☆3階へ移動後、点呼を取り責任者へ報告する。</p> <p>◆学年所属の教員がそろっているか責任者へ報告する。</p>	
13:30	訓練終了	▲避難完了を校長へ報告する。	

※▲：責任者 ◆：学年主任 ●：検索係 ○：教科担任 ◎：生徒 ☆：担任

11 事前指導

- (1) 避難経路を生徒に周知するとともに、避難経路図を各教室の後方出入り口付近の生徒の目がよく届く場所に常時掲示しておく。
- (2) 避難訓練の意義を事前に十分に理解させ、真剣に取り組む心構えをもたせる。避難所要時間の目標は4分以内とする。5分を大きく超えた場合や明らかに真剣さの感じられない行動が目立った場合は始めからやり直しさせる。
- (3) 登下校時、在宅時、外出時等、様々な場面での避難行動の在り方や危機予測、判断の必要性について、平素から朝、帰りの会で取り上げ、震災当時の危機意識を想起させ続ける。その際、被災生徒、親族が被災した生徒がいることを念頭に入れ、指導すること。
- (4) 市教委編集の防災教育資料を各学年学級活動の年間計画で6月に予定している「安全な生活」の中に位置づけて、震災・地震についての正しい知識・情報を学習する。

12 事後指導

- (1) 帰りの会で各学級で反省点を発表させる。
- (2) その際、生徒代表生徒や校長先生の講評を踏まえて話ができるかどうかも確認する。
- (3) まとめとして、判断力、行動力、集団としての規律ある行動について学級担任から話を聞く。

※震災で、まったく何も被害のなかった生徒から、家屋全損、肉親を失った生徒まで、多様な体験をした生徒集団であるという認識をもって、自分のクラスの生徒にとって最善のまとめをすること。

13 受信訓練・連絡訓練

- (1) 第二・三次避難場所で防災ラジオの電源を入れ、周波数を合わせて放送を受信する。
- (2) 避難訓練終了後、「半固定無線機」で教育委員会、「学校携帯電話」で学校安全推進課に連絡をする。

令和5年度防災(火災想定)避難訓練計画

石巻市立稻井中学校

1 目的

- 生徒が自他の安全のために、冷静、敏捷かつ適切に避難行動ができるようとする。
- 職員が生徒の避難誘導に当たる上で、組織的な行動ができるようとする。また、事後の反省を行い、組織としての行動の改善に生かすことができるようとする。
- 生徒の防火、及び、火災時の避難行動に対して日常から心構えをさせ、自他の安全を第一に考え行動する意識を高める。

2・日 時 令和5年11月 日() 時間目

※生徒には日時を事前に知らせてください。
今回は雨天バージョンで行います。避難場所は体育館です。

3 想定 「震度6強の地震が発生し、ボイラー室(東)から出火。ボイラー室からの火は校舎東側では2、3階の換気口を伝い延焼中、地震のため校内放送は故障してしまった。さらに火災により電源不通となり、その後の指示は教員の肉声(ハンドマイク)に頼らざるを得なくなってしまった。地震の揺れが収まり、校舎巡回中の職員が火災を発見。火災は黒煙を上げてボイラー付近の天井に燃え広がっており、廊下も煙が充満しつつあるため緊急に避難する必要がある。」

その他の条件:

- ① 西外階段は通行可(安全確認を要する。)
- ② 東階段は、2、3階教室への廊下で火の勢いが強いため通行できない。
- ③ 中央階段は通行可。

4 訓練対象 稲井中学校生徒及び職員

5 訓練項目 避難行動(生徒)および避難誘導(職員)訓練

6 校内防災組織と役割

〈組織〉

- ・責任者
- ・検索(1F・2F・3F・体育館)
- ・養護教諭
- ・持ち出し

※今回も事前の役割分担はしません。職員室にいるのは基本的に授業のない空き時間の職員ですが、誰がどう動くかは、その時に責任者から指示された職員が指示通り動いてください。

〈役割〉

- ① 学級(教科)担任:出席簿の管理、生徒の避難誘導、避難生徒数の確認と報告→10人
 - ② 検索:避難経路の確認、避難コースの指示、残留生徒の確認→4人
 - ③ 救護:避難経路の開闢、けが人等の搬出、けが人の救護→養教+必要な人数
 - ④ 持ち出し:緊急連絡用カード、AED、防災ラジオ、救急箱の持ち出し→1人
- ※責任者は職員室にいる職員へ②~④のアクションカードを配る。

記録:訓練中の写真を撮ってください(船山T)

7 準備物

- ・避難経路図(校舎案内図を元に)
- ・ハンドマイク
- ・トランシーバー
- ・アクションカード

8 授業教室・避難経路・集合場所

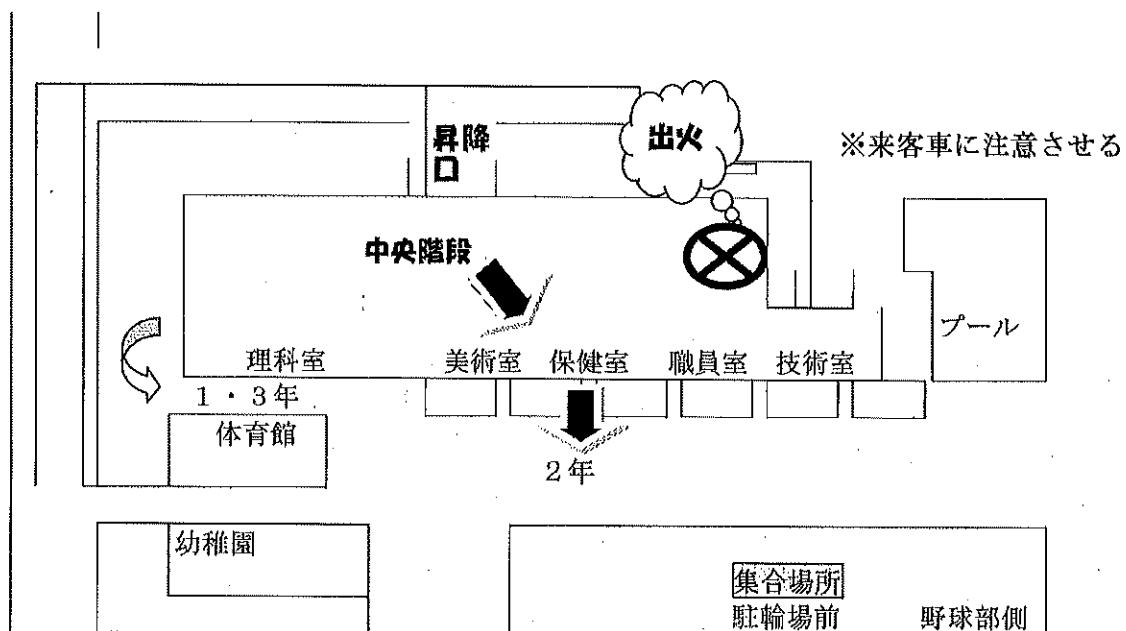
クラス	教科	担当	避難経路
1-1			西外階段⇒体育館通路⇒駐輪場前
1-2			
たいよう			
2-1			中央階段⇒保健室出口⇒駐輪場前
2-2			
あおぞら			
3-1			西外階段⇒体育館通路⇒駐輪場前
3-2			
わかたけ			
そよかぜ			

職員室：

※出張：

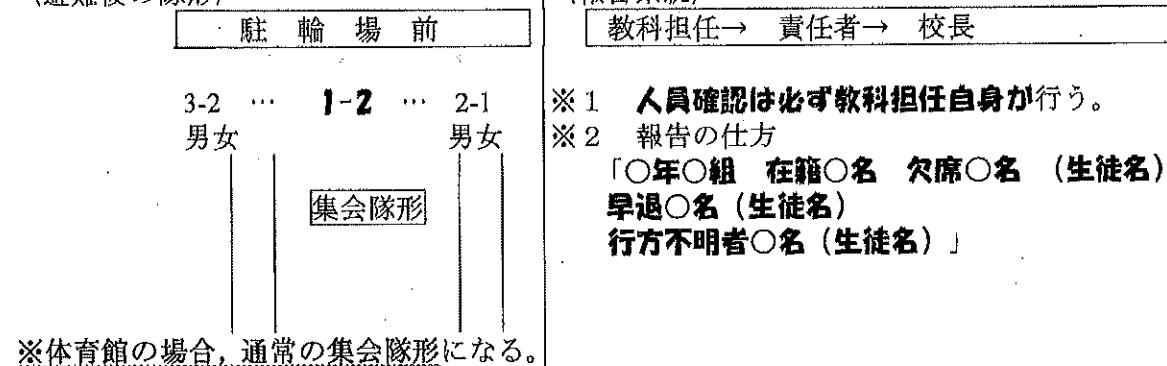
※休み

【避難経路図】  (火災) 等の危険箇所付近では先導している担任が経路の安全を確かめ、生徒に指示を出す。



9 避難後の隊形・報告系統

〈避難後の隊形〉



10 避難指導（誘導）の留意事項

- 生徒に「避難方法、避難経路、避難場所」をはっきり示す。
- 各教室の避難誘導路の指示場所の確認
- 「お押さない、は走らない、しゃべらない、もどらない」の避難行動4原則（お、は、し、も）を守らせる。（教科担当教員）
※外に出た場合も走らせる必要はありません。
- 避難中は煙を吸い込まないよう姿勢を低くし、壁などを手で確かめながら、口や鼻をハンカチ等で押さえながら移動する。※マスクをしていればハンカチは不要です。
- 避難行動中に前の者が転倒した場合、右手を高く上げ大きな声で「ストップ」と叫び、後続を止めさせる。
- 残留学生がないよう教科担任、検索係は十分留意するとともに、人員の安全な避難状況を確実に把握し、危険と判断した場合は厳しく指導する。また、体調不良者、けがをして思うように動かせない生徒の避難に十分配慮する。

II 内容

(1) 避難訓練

時刻	訓練の流れ	教員・生徒の動き	その他
朝の会 14:00		担任は訓練の目的、臨む姿勢を生徒に話す。 消防署員来校。安倍対応。	
14:15 震度 6 強の地震発生		<p>◎急いで自分の身を守る避難行動を行うように生徒へ声掛けをする。</p> <p>○1次避難として机の下に身を隠す。指示があるまで机の下に待機する。</p> <p>▲職員室にいる職員を集め、アクションカードとトランシーバーを渡す。</p> <p>●自分の安全を確保したあと責任者の指示後にアクションカードとトランシーバーを持って校舎内外に行き、安全確認。</p> <p>●火災を見た検索係は、「火事だ」と叫んで火災報知機を押し（押す動きのみ）、近くにある消火器を持ってきて消火活動（を行う動き）をする。消火できないため責任者へトランシーバーで報告する。</p> <p>◎生徒の人数確認、安全確認をして2・3Fに来た検索係に伝える。</p> <p>●生徒の状況を確認したらトランシーバーで責任者に報告し、次の指示が出るまで廊下で待機する。</p>	・地震速報→地震発生のBGM。このあとはトランシーバーを使用する。
14:20		<p>▲情報収集後、火災が発生したため体育館に避難するようトランシーバーで2・3Fで待機する検索係に指示を出す。また、1Fで待機する職員に避難口を確保させる。計測開始。</p> <p>▲子機で119番通報し、「訓練火災です。」を繰り返す。 これ以降は消防署の担当の方に質問されるのに答える。内容は、場所、住所、延焼の状況等、最後に通報者名を確認される。</p> <p>◎出席簿をもち先頭に立って、生徒を避難させる。</p> <p>●指示を出した後、避難が完了したか廊下や教室を確認する。その際、延焼を防ぐため、窓も閉める。点検が終わったら教室のドアを閉める。※点検終了のサイン</p> <p>○廊下に整列し教科担任に従って、避難する。</p> <p>●校舎から出る際に、各扉を閉めてからである。検索結果を責任者へ報告する。</p> <p>◎体育館へ避難後、点呼をとて責任者へ報告する。</p> <p>○一列に整列して着座し、静かに待つ。</p>	・体調不良の生徒管理（養教）
14:25	訓練終了	<p>◆学年所属の教員がそろっているかを責任者へ報告する。 ※4学年は教務が報告する</p> <p>▲生徒職員の避難完了を校長、消防署職員へ報告する。</p> <p>▲市教委、安全推進課へ連絡。</p>	・ラジオをつけて情報を集める。（持ち出し係）
14:35 14:45 全体指導振り返り		担任が先頭になり学級へ誘導する。放送による全体指導を行う。	

※▲：責任者 ◆：学年主任 ●：検索係 ◎：教科担任 ○：生徒

(2) 全体指導 (10分) 司会：防災担当

①消防署員の紹介（防災担当）
②避難訓練について 避難に要した時間報告 責任者
避難状況についての評価と課題 校長

③指導講評（消防署員）
④感想発表（含む お礼の言葉）（生徒会代表： ）

※全体指導終了後、全学年教室に戻り、振り返りの時間。

〈雨天時〉

※想定と全体指導は晴天時と同じだが、避難場所は体育館とする。

- 1年：2階非常階段 → 体育館
 - 2年：中央階段 → 体育館
 - 3年：3階非常階段 → 体育館

12 その他

先生方へ

本計画を熟読の上、10の留意事項についてもしっかり指導してください。

- (1) 避難経路を生徒に周知するとともに、避難経路図を各教室の後方出入り口付近の生徒の目がよく届く場所に常時掲示しておく。火災発生場所によって、避難経路をどのようにする必要があるか、など、自分の身の安全の守り方について、朝、帰りの会で十分に指導しておく。
 - (2) 避難訓練の意義を十分に理解させ、真剣に取り組むよう心構えをもたせる。目標は4分以内とする。
 - (3) 学級担任は、避難訓練があることを生徒に告知しておく。

(4) 事中指導

今まさに災害が起きている緊迫感のある声で声掛けをお願いします。こちらの本気度が大切です！教員にとっての訓練でもあります！よろしくお願ひします！！

I-9 校内研修計画

期日	内容	対象
4月	○稲井中における学校防災全体会 ○防災マニュアル共通理解(年間計画の確認) ○緊急引き渡しカード・健康状況調査票回収 ○春の交通安全指導について確認 ○避難訓練(避難経路の確認) ○緊急地震速報受信機取扱研修 ○半固定無線装置取扱研修	全職員
5月	○R4年度地震避難訓練の反省 ○R5年度地震避難訓練の確認	全職員
6月	○地震避難・引き渡し訓練(幼小中合同) ○心肺蘇生法の研修(幼小中合同)	全職員
7月	○地震避難訓練の反省、共通理解 ○緊急地震速報取扱研修 ○地区懇談会参加	全職員
8月	○防災フォーラムの伝講 ※初任者研修(防災教育について)	全職員 ※初任者
9月	○秋の交通安全指導について確認 ○防災主任研修会の伝講	全職員
10月	○市防災避難訓練の確認 ○R4年度火災避難訓練の反省 ○R5年度火災避難訓練の確認	全職員
11月	○火災避難訓練の反省、共通理解	全職員
12月	○防災主任研修会の伝講	全職員
1月	○原子力訓練の確認	全職員
2月	○年間の避難訓練計画の見直し	全職員
3月	○みやぎ鎮魂の日に向けて	全職員

※月初めには、校舎内の安全点検を行う

※生徒・CSによる安全点検も今年度に計画・実施していく

I-10 防災関係の安全点検計画
学校施設・設備の安全点検リスト 【 】月

1 物品の転倒防止点検

(1) 職員室・教室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止

- 天井から吊り下げられた照明器具の固定の有無
- 放送設備（スピーカー、モニターテレビ）はしっかりと固定されているか。
- 可動式書架にストッパーがあるか。
- 収納戸棚、重ね書庫は固定しているか。
- 黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は固定しているか。
- 下駄箱、ロッカーは固定しているか。
- 厨房機器類は固定しているか。

(2) 理科室の地震対策の点検

- 実験器具の収納戸棚や薬品庫等の転倒・移動防止措置をしているか。
- 薬品容器の転倒・落下防止措置はしているか。
- 所要の火災防止措置はしているか。
- 危険薬品を適切に保管しているか。
- その他 ()

(3) 図書室の書架等の点検

- 書架を固定しているか。
- 書架と書架を連結するなど転倒防止措置をしているか。
- 可動式書架にストッパーがあるか。

2 避難経路の点検

- 非常階段の点検
- 非常出入口の点検
- 職員室・特別教室からの出入口確保
- 避難場所への経路の確認

3 落下物危険の点検

- 外壁の点検
- ガラスの点検
- 屋上の水槽の点検

4 防災施設の点検

- 出火防止
 - ガス器具の耐震緊急遮断機の有無
 - 石油ストーブの耐震安全装置設置の有無
 - ボイラーの耐震安全装置設置の有無
 - 消防設備の定期点検等により改善指摘のあった事項で、未改善部分の有無

危険物点検

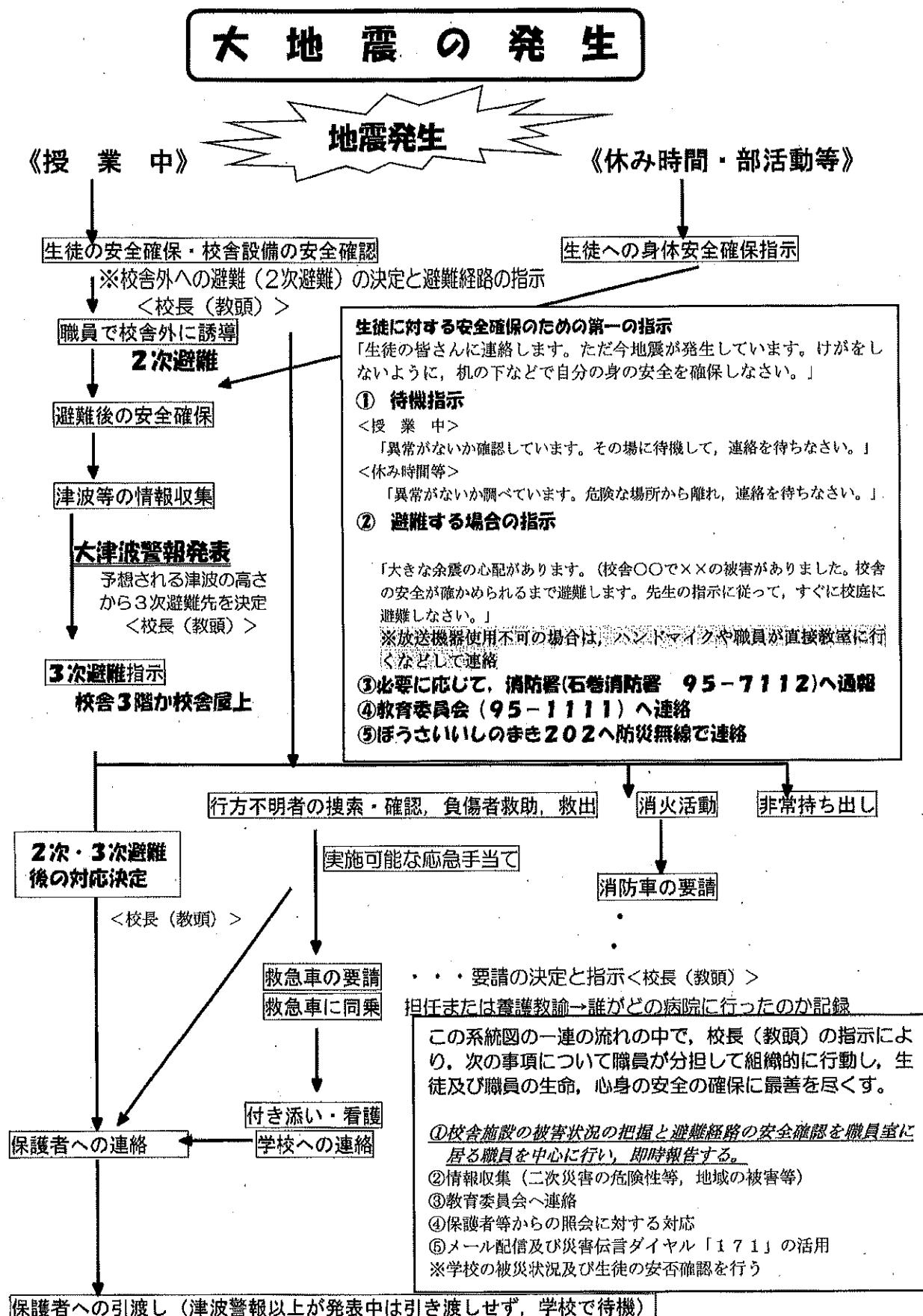
- 薬品の保管方法の安全性点検
- 灯油・ガソリン類の適切な保管
- ガスボンベの保管方法・転倒防止策の実施

5 倒壊危険物の点検

- 校門の点検
- フェンス等の点検
- 屋外電気設備の点検
- 自転車置き場の点検
- 外倉庫の点検
- 部室の点検

※毎月、第1週に実施する。

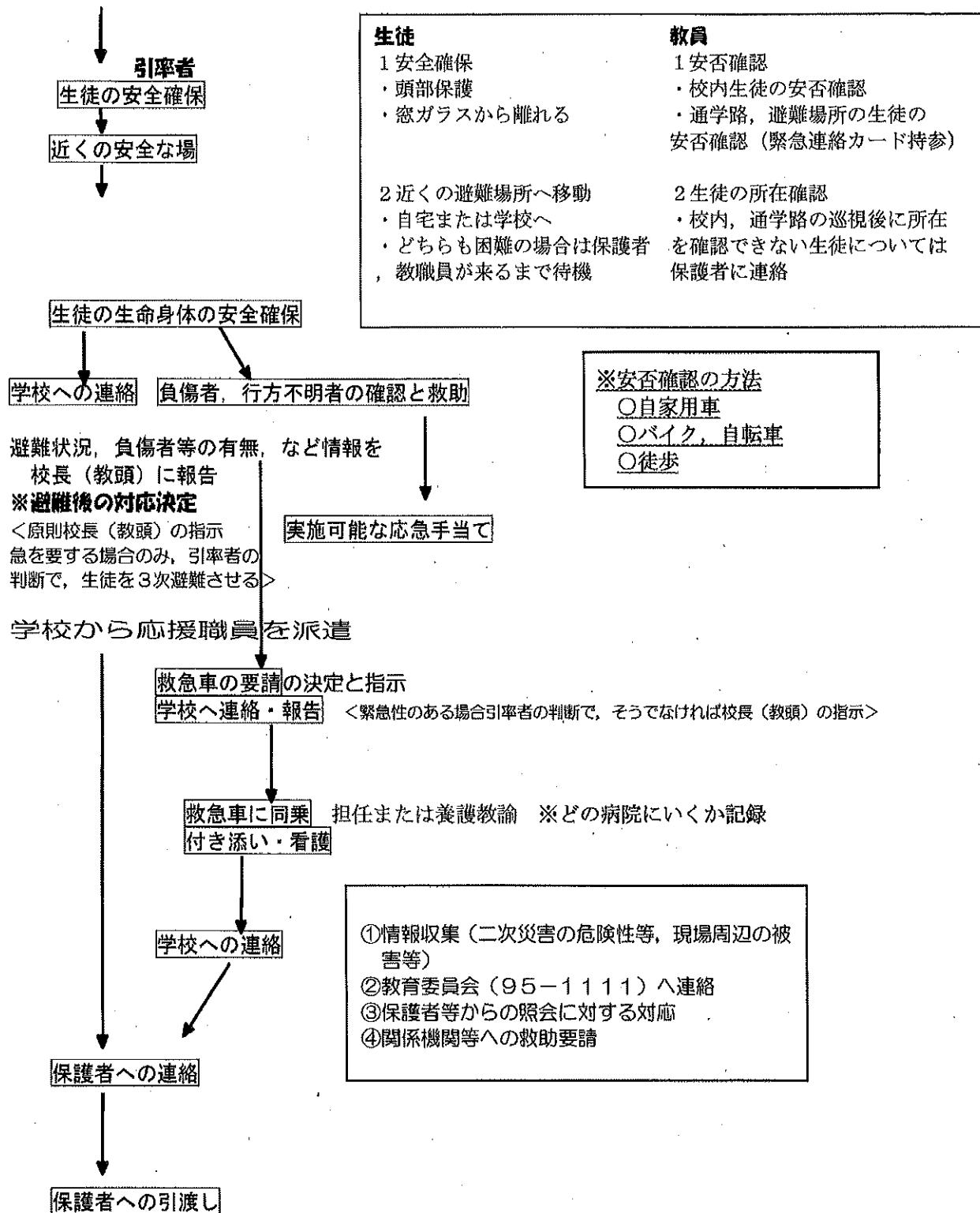
II-1 地震発生時の対応



地震発生

《 校外学習中 》

《 登下校時 》



地震発生

《休日の部活動中》

※在校時の安否確認の方法
アクションカードに従い、
検索係がトランシーバーで
本部に連絡

生徒の安全確保・校舎設備の安全確認

※管理職と連絡を取り、指示を仰ぐ

※校舎外への避難（2次避難）の決定と避難経路の指示

<部活動顧問>

職員で校舎外に誘導

2次避難

避難後の安全確保

津波等の情報収集

！大津波警報発表

予想される津波の高さ
から3次避難先を決定
<部活動顧問>

3次避難指示

校舎3階か校舎屋上

生徒に対する安全確保のための第一の指示

「生徒の皆さんに連絡します。ただ今地震が発生しています。けがをしないように、机の下などで自分の身の安全を確保しなさい。」

① 待機指示

「異常がないか調べています。危険な場所から離れ、連絡を待ちなさい。」

② 避難する場合の指示

「大きな余震の心配があります。（校舎〇〇で××の被害がありました。校舎の安全が確かめられるまで避難します。先生の指示に従って、すぐに校庭に避難しなさい。」

※放送機器使用不可の場合は、ハンドマイクや職員が直接教室に行くなどして連絡

③ 必要に応じて、消防署(石巻消防署 95-7112)へ通報

④ 教育委員会(95-1111)へ連絡

⑤ ぼうさいいしのまき202へ防災無線で連絡

行方不明者の捜索・確認、負傷者救助、救出

消火活動

非常持ち出し

消防車の要請

**2次・3次避難
後の対応決定**

<部活動顧問>

救急車の要請

救急車に同乗

・・・要請の決定と指示<部活動顧問>

部活動顧問 ※誰がどの病院にいくか記録

この系統図の一連の流れの中で、校長（教頭）の指示により、次の事項について職員が分担して組織的に行動し、生徒及び職員の生命、心身の安全の確保に最善を尽くす。

① 校舎施設の被害状況の把握

② 情報収集（二次災害の危険性等、地域の被害等）

③ 教育委員会へ連絡

④ 保護者等からの照会に対する対応

⑤ メール配信及び災害伝言ダイヤル「171」の活用

※学校の被災状況及び生徒の安否確認を行う

付き添い・看護

学校への連絡

保護者への連絡

保護者への引渡し（津波警報発表時は引き渡しせず、学校で待機）

《 休 業 日 》



緊急配備体制による非常招集

震度5弱及び5強以上、震度により定められた職員が集合

震度6弱以上の場合は全職員集合（津波注意報以上の発表時はこの限りではない）

教職員集合

校長（教頭）を本部長として、下記事項に関する活動、協議、連絡等を決定する。

- ①校舎施設の被害状況の把握
- ②生徒の安否確認
- ③教育委員会（95-1111）へ連絡・報告
※停電で使用できないときは、半固定電話で実施
- ④PTAとの連絡 PTA会長
- ⑤情報収集（二次災害の危険性等、地域の被害等）
- ⑥保護者等からの照会等に対する対応
- ⑦緊急避難者に対する避難所開設準備（稻井小との連携・協力）

必要に応じて教育委員会、PTAと連絡・協議

学校避難所の開設 市教委から校長に避難所開設について連絡後、稻井中学校体育館に受け入れる（100名）。

【避難所の運営（市職員）への支援活動】

避難者と協力して次のことを行う

配布係	食料品、飲料水の配布、毛布、肌着、タオル等配布
連絡係	災害対策本部等との連絡
受付係	避難者名簿の作成、避難民への情報提供、苦情の相談等
の	
清掃係	ごみの始末、便所の清掃等
ボランティア班	ボランティアの受付、指示等
巡回係	避難民の状況把握、施設の警備等

※詳細については【校舎が避難所になった場合】参照

家庭訪問・各地区集会所等への情報掲示

生徒の心身の健康状態の把握、学校の状況についての情報提供

授業再開について教育委員会、PTAと協議、決定

保護者への連絡

※生徒の在宅時や通学時の避難場所は、小学校と同じく、各地区的避難所（集会所等）とする（地区懇談会で確認済み）。また、避難所を巡回し安否確認できなかった生徒については、張り紙で情報を伝達する。

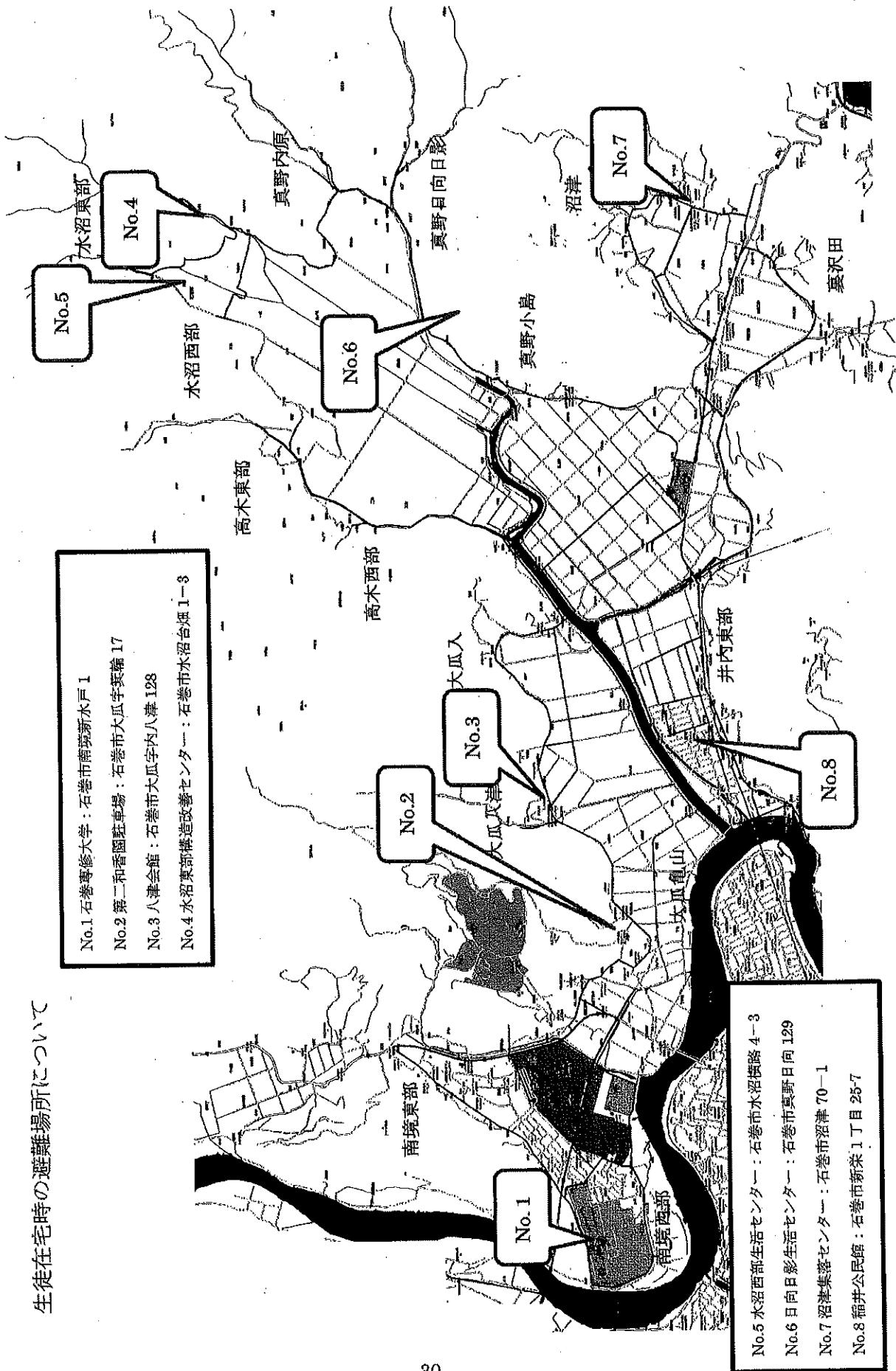
※引渡しの際に、引渡しカードに事前登録していない方には引渡さない。

生徒在宅時の避難場所について
→年度当初に緊急連絡カードを記入してもらって、集約・管理する。

地 区 名	避 難 場 所
南境東部	南境チビッコ広場
南境西部	石巻専修大学
美 園	石巻専修大学、石巻総合運動公園
大瓜棚橋	各家庭
大瓜亀山	第二和香園駐車場
大瓜八津	八津会館
大瓜入	各家庭
高木東部	高木東会館
高木西部	高木西会館前
水沼東部	水沼東部構造改善センター
水沼西部	水沼西部生活センター
真野内原	旧真野小学校跡地（現仮設真野団地）
日向日影	日向日影生活センター、チビッコ広場
真野小島	稻井小学校
沼 津	沼津集落センター
裏沢田	稻井小学校
井内東部	稻井公民館
井内西部	よしのやさん向かい山道、八幡山公園、狼ノ沢空き地
大瓜井内	稻井公民館、八幡山公園、真野川水門建屋

生徒在宅時の避難場所について

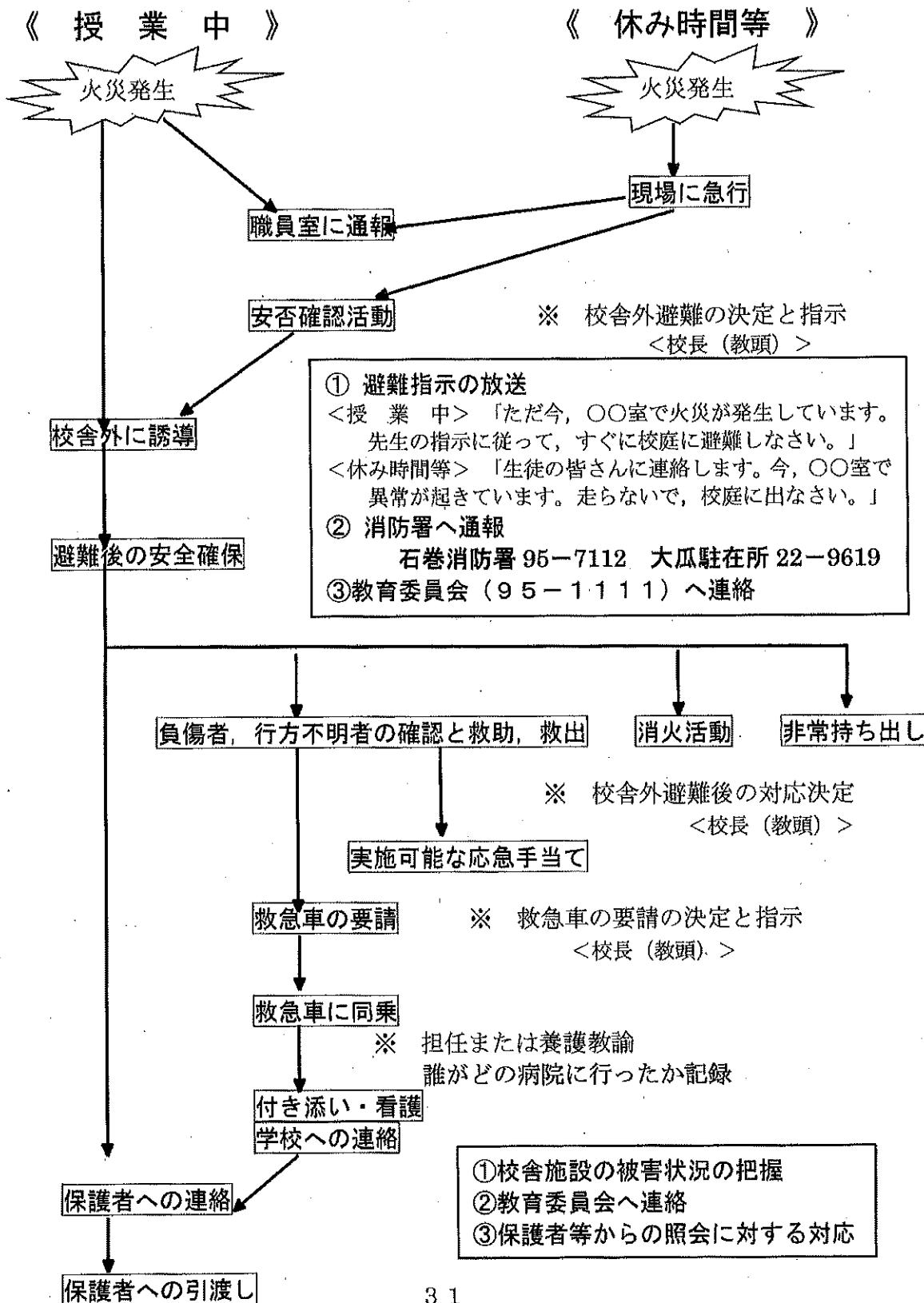
No.1 石巻専修大学：石巻市南境新水戸 1
No.2 第二和香園駐車場：石巻市大瓜字宇美崎 17
No.3 八津会館：石巻市大瓜字内八津 128
No.4 水沼東部構造改善センター：石巻市水沼台畠 1-3



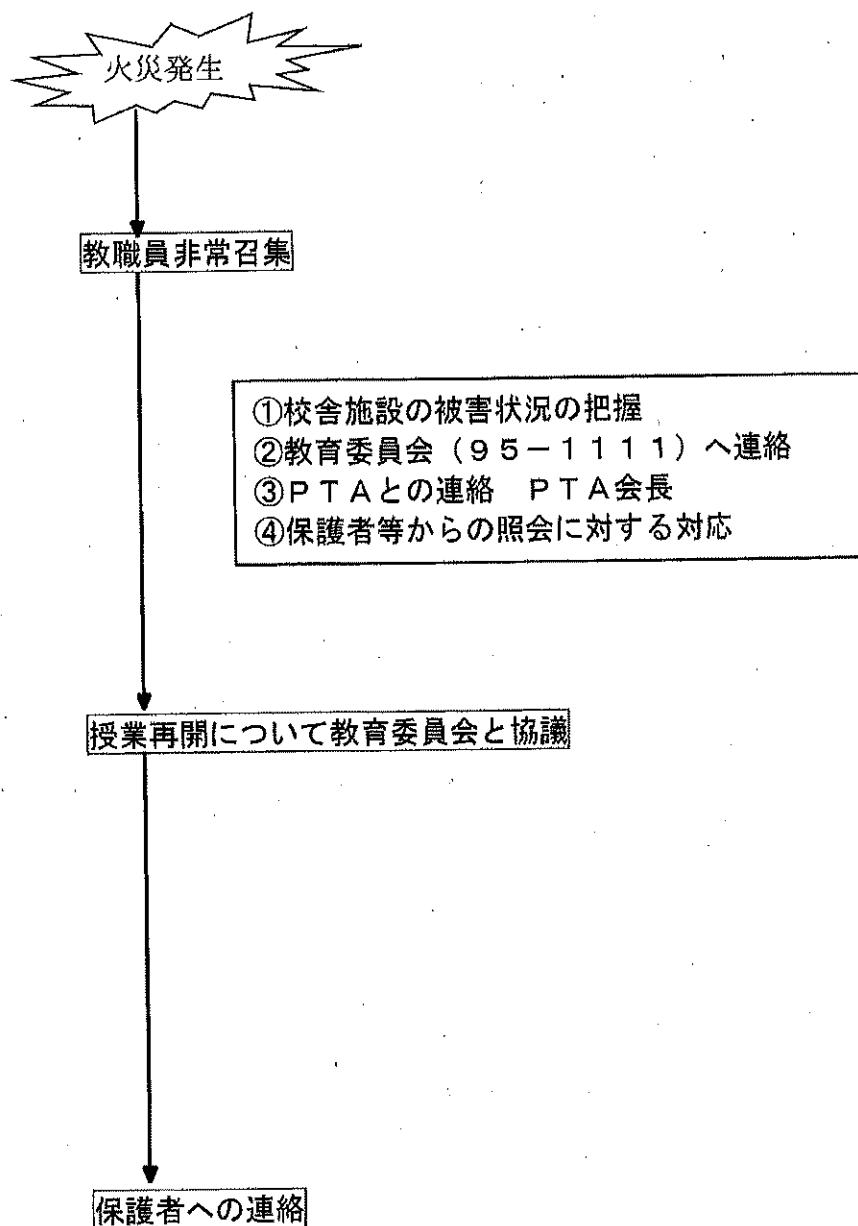
No.5 水沼西部生活センター：石巻市水沼横路 4-3
No.6 日向日影生活センター：石巻市真野日向 129
No.7 沼津集落センター：石巻市沼津 70-1
No.8 稲井公民館：石巻市新栄 1 丁目 25-7

II-2 火災発生時の対応

校舎火災の発生



《 休 業 日 》



II - 3 - ① 突風・竜巻発生時の対応

突風・竜巻の発生、警報発表

《授業日》

学区周辺 10 km 程度での竜巻発生、竜巻注意報、警報発表

※災害状況の確認、今後の進路等の情報収集

※校舎への避難について協議、決定

<校長（教頭）>

校舎内に誘導

避難指示の放送

<授業中> 「ただ今、○○で竜巻が発生し学校周辺
<休み時間等> まで接近する危険性があります。先生の指
示に従って、すぐに校舎内に避難しなさい。」

教育委員会へ避難実施の状況報告

避難後の安全確保

窓の施錠、窓から離れ、廊下に退避、竜巻が通り過ぎるのを待つ。

竜巻通過後

職員をグループに分け、学区内巡回し、可能な範囲被害の発生の有無等を確認する。通学路を中心に状況確認し、学校に逐次連絡を入れ、校長教頭の判断材料とする。

負傷者、行方不明者の確認と救助、救出

非常持ち出し準備（事務）

※校舎内避難後の対応決定

<校長（教頭）>

実施可能な応急手当

避難所開設準備

※ 避難所開設の決定と職員への指示

<校長（教頭）>

避難所開設

教育委員会へ連絡、今後の指示を受ける。市当局への引継

※ 校長（教頭）

必要に応じて、保護者への連絡 緊急メール、電話、他

①校舎施設の被害状況の把握、学区内の復旧状況の確認

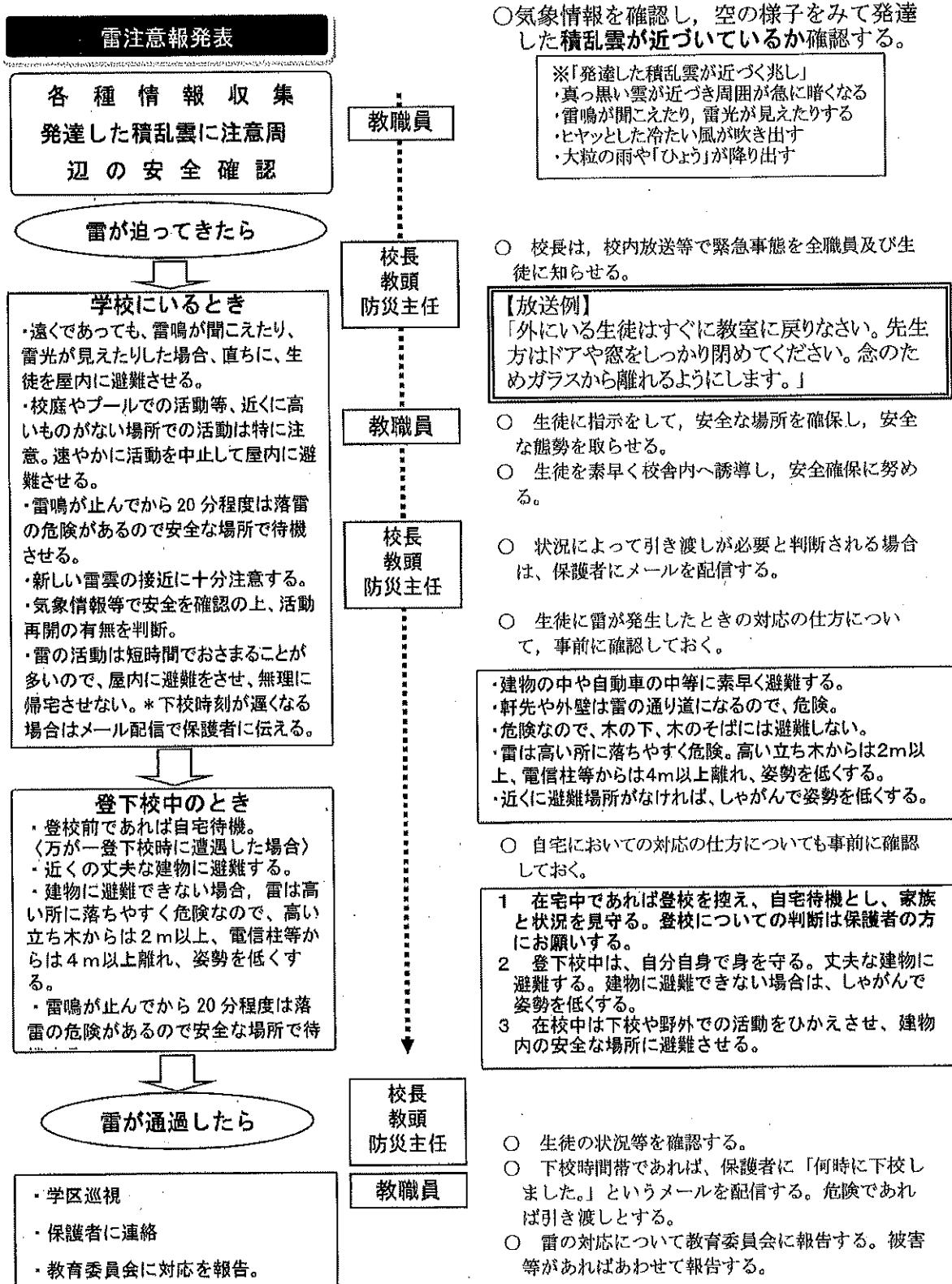
②教育委員会へ連絡

③保護者等からの照会に対する対応

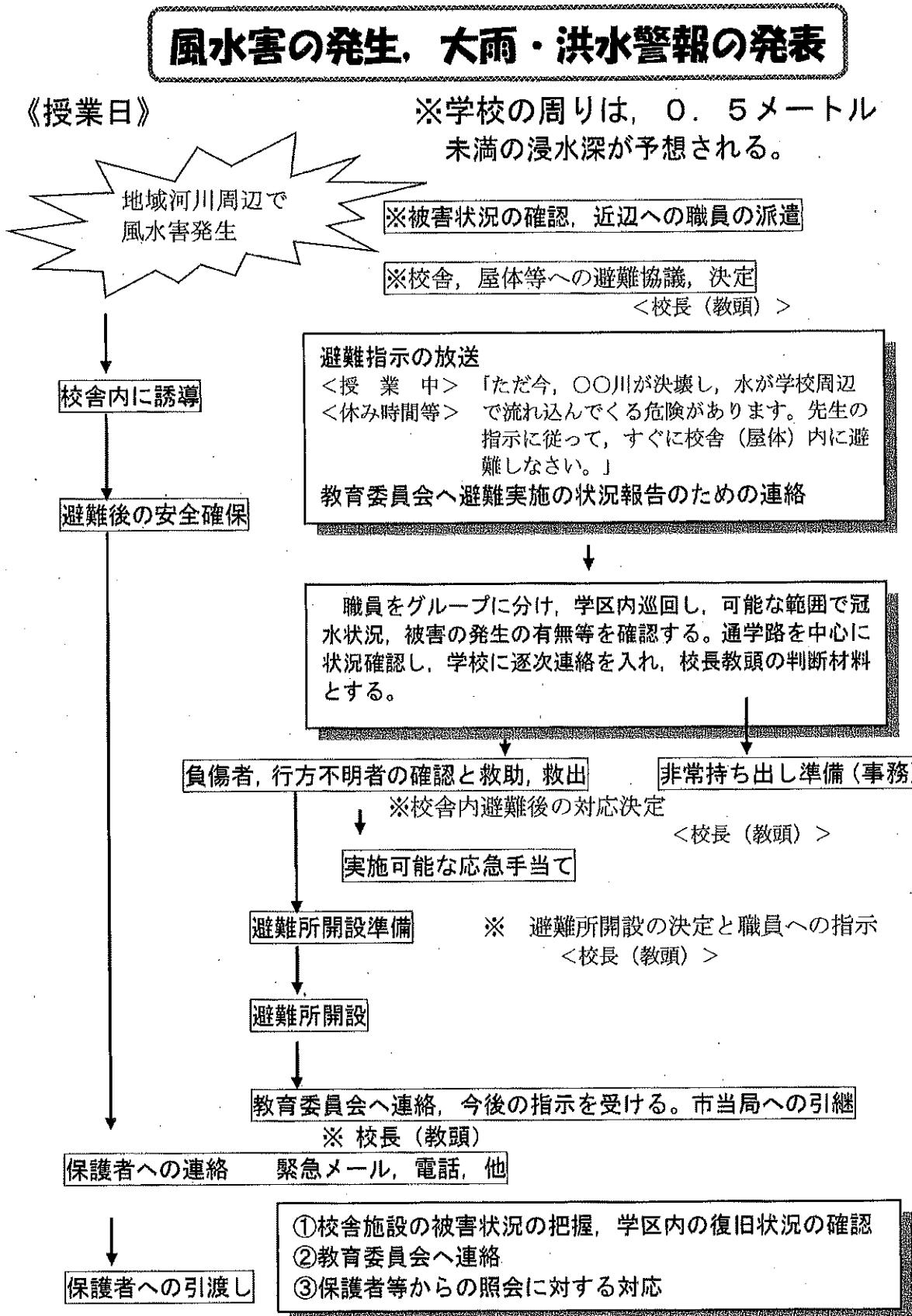
《休業日については非常配備基準に基づいて職員招集・対応》

II-3-② 落雷が想定される場合の対応

【雷注意報発表時・発表後の対応（災害発生前～発生時～発生後）】



II-4 風水害想定の場合の対応



《休業日については非常配備基準に基づいて職員招集・対応》

令和5年度防災(洪水想定)避難訓練計画

石巻市立稻井中学校

1 目的

- 生徒が自他の安全のために、冷静、敏捷かつ適切に避難行動ができるようとする。
- 職員が生徒の避難誘導に当たる上で、組織的な行動ができるようとする。また、事後の反省を行い、組織としての行動の改善に生かすことができるようとする。
- 洪水時の避難行動に対して日常から心構えをさせ、自他の安全を第一に考え行動する意識を高める。

2 日 時 令和5年12月 日() 6時間目終了後清掃時

3 想 定 「明治橋付近で真野川の堤防が決壊した。大量の水が学区周辺に流れ込んでくる可能性があるため、浸水に備え、3階に生徒職員を避難させることになった。」

4 訓練対象 稲井中学校生徒及び職員

5 訓練項目 避難行動(生徒)および避難誘導(職員)訓練

6 校内防災組織と役割

〈組織〉

- ・責任者
- ・検索(1F・2F・3F・体育館)
- ・責任者
- ・養護教諭
- ・持ち出し

〈役割〉

- ① 教科担任: **生徒の避難誘導**, 避難生徒の確認と報告, 出席簿の管理
- ② 学級担任: 避難方法の事前指導
- ③ 検索: 1, 2階, 体育館に生徒が残っていないか確認する。
- ④ 救護: けが人の救護, AED の準備
- ⑤ 持ち出し: 責任者の指示のもと, 非常持ち出し書類の搬出(今回は確認のみ)
- ⑥ 解錠: 玄関, 西側階段を開け, 地域住民が避難できるようにする。

7 準備物 ①ハンドマイク ②携帯電話 ③市緊急電話
④引渡簿 ⑤ラジオ

8 避難後の待機場所

1年生: PC室前廊下 2年生: 多目的室前廊下 3年生: 各自椅子に着席
特支: そよかぜ 教員: わかたけ ※稻井幼稚園: PC室

9 授業教室・避難経路・集合場所

クラス	教科	担当	避難経路
1-1			教室⇒中央階段⇒P C室前廊下
1-2			
2-1			教室⇒東階段⇒多目的室前廊下
2-2			
3-1			教室待機
3-2			
わかたけ			そよかぜ
たいよう			中央階段⇒そよかぜ
そよかぜ			教室待機

職員室： ※出張： ※休み：

10 避難指導（誘導）の留意事項

- 生徒に「避難方法、避難経路、避難場所」をはっきり示す。
- 各教室の避難誘導路の指示場所の確認
- 「お押さない、は走らない、ししゃべらない、もどらない」の避難行動4原則（お、は、し、も）を守らせる。（教科担当教員）
- 避難行動中に前の者が転倒した場合、右手を高く上げ大きな声で「ストップ」と叫び、後続を止めさせる。
- 残留学生がないよう教科担任は十分留意するとともに、人員の安全な避難状況を確実に把握し、危険と判断した場合は厳しく指導する。また、体調不良者、けがをして思うように動かせない生徒の避難に十分配慮する。
- 幼稚園児童は3F パソコン室に避難することが決定している。学校に避難してきた人々のため、玄関、西側階段のカギは開ける。

11 その他

先生方へ

本計画を熟読の上、10の留意事項についてもしっかり指導してください。

- (1) 避難経路を生徒に周知させるため朝、帰りの会で十分に指導しておく。
- (2) 避難訓練の意義を十分に理解させ、真剣に取り組むよう心構えをもたせる。目標は3分以内とする。
- (3) 学級担任は、12月半ばに避難訓練があることを生徒に告知しておく。
- (4) 事中指導
今までに災害が起きている緊迫感のある声をお願いします。こちらの本気度も大切です！
教員にとっての訓練でもあります！よろしくお願ひします！！
- (5) 事後指導
家にいるとき、下校しているときに洪水にあったらどうするか、マイタイムラインを作成させる。

12 内容

(1) 訓練

訓練の流れ ※▲：責任者 ◆：学年主任 ●：検索係 ○：教科担任 ○：生徒

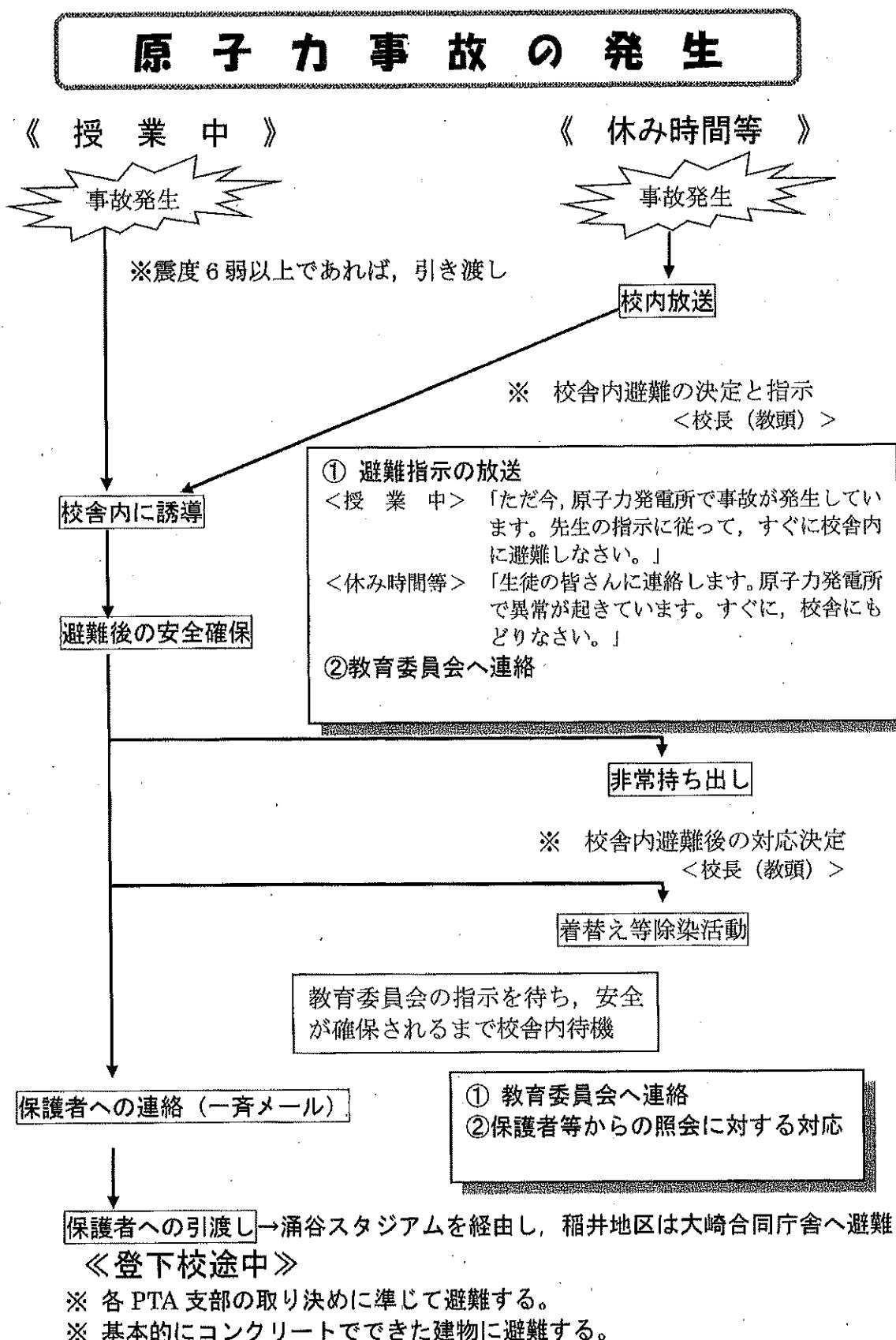
時刻	訓練の流れ	教員・生徒の動き	その他
15:00 清掃時	堤防決壊の情報が入る	<p>▲放送で廊下や体育館にいる生徒に教室で席につくように指示を出す。</p> <p>○次の指示が出るまで、自分の席で静かに待機する。</p> <p>▲放送で次の指示を出す。「真野川の堤防が壊れたため、洪水が予想されます。そのため、3階へ避難します。1年生は、PC室前廊下。2年生は多目的室前廊下。3年生は各自教室待機とします。わかつて、たいよう、そよかぜについては、そよかぜ教室に集まり、避難するときのルールを守って速やかに避難を始めなさい。」※責任者、計測開始</p> <p>▲アクションカードを使って、職員室にいる職員に検索、持ち出しの指示を出す。稲井幼稚園に電話する。</p> <p>◎出席簿を持ち、生徒を男女それぞれ1列ずつ、整列させる。3階へ移動する。教室のドアは開けたままにしておく。</p> <p>●1階、2階、体育館を生徒が残っていないか確認する。確認が終わった教室のドアは閉める。生徒、教員玄関、西側階段扉の鍵を開ける。</p> <p>○廊下に整列し、教科担任に従って避難する。</p> <p>●検索結果を責任者へ報告する。</p> <p>◎3階へ避難後、点呼をとって責任者へ報告する。</p> <p>○着座して、静かにまつ。</p> <p>◆学年所属の教員がそろっているかを責任者へ報告する。 ※4学年は教務が報告する</p>	<p>・洪水発生、避難発生まで放送で行い、その後拡声器を使う</p> <p>・体調不良の生徒管理（養教）</p>
15:05		<p>●生徒職員の避難完了を校長へ報告する。</p>	<p>・ラジオをつけて情報を集める。（持ち出し係）</p>
15:10	訓練終了	▲担任に生徒とともに教室に戻るよう指示する。	

(2) 全体指導 (分) ※放送による全体指導

- ①避難に要した時間報告 .. 責任者
- ②避難状況についての評価と課題 .. 校長

※全体指導終了後、振り返りの時間。

II-5 原発事故発生時の対応



令和5年度 原子力災害避難訓練実施計画

1 ねらい

- ・原子力災害時に放射性物質から身を守る方法を生徒に理解させる。
- ・教員の動きについて確認する。

2 日 時

令和6年 2月 日()

3 想 定

令和6年2月日()、女川原子力発電所で事故が発生した。その後、生徒を保護者へ引き渡すこととなった。(放射性物質の放出前)
※今回の訓練は、生徒と教職員の動きの確認のみとして、実際に引き渡しは行わない。

4 訓練場所

生徒：各教室 教職員：それぞれの担当場所

5 事前の指導内容

1月日～2月日 朝の会・帰りの会・学活など	・原子力災害の危険について説明して理解させる。 ・原子力災害時の避難訓練を行うことを知らせ、事故発生時の安全な避難の仕方や引き渡しの流れを説明して理解させる。 ・訓練の意義について確認する。
--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

※当日朝の会終了後、出欠の有無を職員室黒板に確実に記入する。

6 訓練の流れ ※45分授業で行う◆：校長 ▲：責任者 ●：職員 ○：担任 ○：生徒

時刻	訓練の流れ	教員・生徒の動き	その他
13:00		<p>★女川原発で事故が発生し、避難指示が出た。</p> <p>▲放射性物質放出に伴う避難方法について校長に伺う。</p> <p>◆校長は全校の避難方法を決定する。</p> <p>▲放送で、以下の点を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none">・女川原発で事故が発生したので、教室に戻ること・下校の準備をし、目ぱりを貼ること <p>●各階担当がトランシーバーをもって各教室へ行き、生徒の人数を確認して責任者に報告する。</p> <p>○担任は、職員室に戻り、責任者の指示を受けて引き渡し簿をもって教室へ。</p> <p>○窓を閉め、目ぱりをしてからカーテンを閉める。エアコンも消す。</p> <p>※目ぱりは今回、一つの窓のみ。担任がやって見せる。</p> <p>○下校の用意をして、椅子をもって教室の廊下側に集まって座る。※5・6時間目も授業があるのでカバンだけ、教科書類は入れなくてよい。</p> <p>●担任以外が2F3Fの西側階段扉を開錠。廊下などで誘導を行えるよう配置につく。</p> <p>▲一斉メールで引き渡しを行うことを保護者に連絡する。</p> <p>(今回は送信前まで行う)</p>	
13:15	訓練終了		

※教科担任が授業している時は引き渡し時に担任を交代。特別教室・体育館にいる時は教室に戻る。

7 係分担

- (1) 全体指揮 : 校長
- (2) メール配信 : 教頭

※昼休み中なので、各自いるところからスタートします。

8 事前指導

- ・1月 日～2月 日で「未来へつなぐ P35 原子力」を用いて「人体への悪影響」「屋内退避のポイント」を確認する。
- ・事故発生時にどんなことが起きるか、広域避難の方法なども確認する。
- ・2月 日の週のどこかで訓練を行うと生徒に周知しておく。

9 事後指導

- ・グーグルフォームを使って、振り返りアンケートに答えてもらう。

10 その他

- ・タイムスケジュールを事前に生徒に伝えてください。
13:15～ グーグルフォームを使い各自反省
13:25～ 休み時間
13:35～14:20 5時間目
14:30～15:15 6時間目
15:15～ 軽清掃、帰りの会

- ・2月 日()の放課後に事前にシミュレーションを行います。
(基本的な教員の動き、目ぼりの貼り方など)

児童生徒の広域避難計画による避難先自治体

No.	避 難 先 (受入人数)	避難所受付 ステーション	小学校区	対象行政区
1 大崎市 (39,000)	宮城県大崎合同庁舎		鮎川小	鮎川第1、鮎川第2、鮎川第3、鮎川第4 鮎川第5、鮎川第6、十八成、金堀山、新山、長波中小路 長波根組、網地
			大原小	船分、小渕、駒浦、火谷川、谷川、小網倉、大原、泊
			寄磯小	寄磯、前網
			東浜小	牧浜、竹浜、孤崎浜、鹿立浜、福貴浜
			渡波小	渡波町、松原町、大宮町、長浜町、幸町、三和町 渡波町一丁目、渡波町二丁目、渡波町三丁目、際、原、鹿松 長くら町三・四丁目、千刈田、栄田第1、栄田第2 東黄金浜、南黄金浜、櫻塚
			万石浦小	後生橋、宇田川町、万石町、塩竈町一丁目、塩竈町二丁目 祝田一区、祝田二区、佐須、小竹浜、妻沢田、流留 万石浦一区、万石浦二区、うしお町、垂水町 折浜、船浜、桃浦、月浦、侍浜、荻浜、小猪浜
			雄勝小	大須下、大須上、大須船越、旅沢、羽坂、桑浜 名振、船越、船越荒、立浜、大浜、小島、明神 味噌作、原、船戸、唐桑、雄勝中央、水浜
			猪井小	南境西部、美園第1、美園第2、南境東部、火爪棚橋 火爪龜山、火爪井内、火爪八津、火爪人、高木西部 高木東部、水沼西部、水沼東部、真野内原、真野日向日影 真野小島、沼津、裏沢田、井内東部、井内西部
			鹿妻小	鹿妻北第1、鹿妻北第2、鹿妻北第3、鹿妻南一・二丁目 鹿妻南三・四・五丁目、鹿妻公當住宅
			猿小	不動町一丁目第1、不動町一丁目第2、不動町二丁目 八幡町一丁目、八幡町二丁目、湊町一丁目、湊町二丁目 湊町三丁目、湊町四丁目、吉野町一丁目第1 吉野町一丁目第2、吉野町二丁目、吉野町三丁目 湊西、湊東、田町、御所入、伊原律 松並、魚町一丁目、魚町二丁目、綠町
			蛇田小	谷地第1、谷地第2、谷地第3、新谷地前
			岩巻小	仁斗田、大泊

II-6 避難所開設・運営協力

災害時避難所開設・運営マニュアル

1 目的

当校が避難所となった場合に、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

2 避難所としての開放区域(校舎・校庭等)の利用計画

※ 稲井小学校と連携し、災害避難の開設・運営を行うことを基本とする。

(1) 収容避難所としての開放区域(校舎・校庭等)の利用計画

	利用目的	利用予定場所(番号は優先順位)
1	収容場所	①体育館, ②2階普通教室・特別教室, ③3階普通教室・特別教室
2	管理運営場所	体育館
3	救護所	保健室
4	通信機器設置場所	職員室(緊急無線、Wilcom電話)、体育館(i-Pad)
5	掲示板	体育館ピロティー
6	ゴミ集積場所	①ピロティー、②体育館北側フェンス付近
7	トイレ	①体育館、②校舎1階、③校舎2階、④校舎3階 ※必要に応じて多目的トイレを使用
8	救護物資集積・配付場所	①美術室、②備蓄倉庫
9	臨時遺体安置場所	プール更衣室
10	仮設電話設置場所	体育館
11	仮設風呂	校庭
12	更衣室	体育館ステージ横
13	洗濯場	体育館ピロティー
14	物干し場	校庭ソフトフェンス付近
15	ペット置き場	自転車置き場校庭側付近
16	介護室	保健室
17	相談室	教育相談室
18	調理室	家庭科室
19	給水室	水飲み場、体育館
20	緊急車両駐車場	玄関前
21	発熱が見られる人の待機場所	2F少人数教室

(2) 校舎・体育館等鍵の保管

①勤務時間外において、収容避難所開設の要請があった場合の対応として、学校の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

(但し、避難対策本部設置までとする)

(本部立ち上げ後は、市が管理体制をとる)

1 校長 2 教頭 3 防災担当教諭 4 教務主任 5 用務員

※ 本部立ち上げ後は、予備の鍵を本部長に貸し出す。

②休日・夜間ににおいて、収容避難所開設の要請があった場合、体育館の解錠については、石巻市災害対策課が行う。校舎の解錠が必要となった場合には、石巻市災害対策本部の要請を受け、校長が本校職員に指示し、解錠する。

(3) 収容避難所の開放・運営に係る市役所との確認

石巻市防災計画により、市教委を通じて校長に対して収容避難所としての開設要請を行う。また開設後の収容避難所管理運営を行うのは、石巻市災害対策本部となる。

(4) その他

・収容避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握

【災害物資の備蓄状況】(石巻市備蓄一覧参照)

※ P 55 参照

3 学校災害対策本部における支援マニュアル

(1) 地震発生→学校災害対策本部設置

	災害対策本部の対応	学校の対応	備考
1	○ 校長への避難所開設の要請(緊急時は事後承諾)	● 避難所開放区域の明示 ● 避難所開設の承認、支援	・教職員参集 ・早く着いた人が解錠 ・生徒安否確認 ・生徒引渡簿の活用
2	○ 避難所開設管理者の派遣	● 避難所開放区域の周知 ● 在校時～開設の教職員への周知、生徒の安全確保 ● 校長等開放区域の解錠指示 ● 運営支援班は避難者を誘導 ● 避難所開設、必要に応じて、臨時休業措置等の教育委員会への報告	・避難者総数

(2) 避難所開設直後の対応

	災害対策本部の対応	学校の対応	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所開設状況の市本部への報告 ○ 避難所開設区域における避難者区域の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所支援のための班編成 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・運営支援班 (連絡調整、運営、避難所の誘導) 	区長 班長 P会長 教頭 P支部長 防災担当教諭
		<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理班 (環境衛生、防火防災防犯) 	民生生徒委員 生徒指導主任 養護教諭
		<ul style="list-style-type: none"> ・食料物資班 (食料物資の請求、保管、仕分け) 	稲井婦人会 教務主任
		<ul style="list-style-type: none"> ・部屋担当者 (各部屋の連絡調整、物資仕分け) 	担任

(3) 避難所開設長期化に対する対応

	災害対策本部の対応	学校の対応	備考
1	○ 避難所運営委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒、職員の健康観察 	学校施設使用状況を教育委員会に適宜報告
2	○ 連絡所の設置		事務
3	○ 避難所名簿の作成、各種書類の整備		区長、班長
4	○ 避難所周辺の被災状況の確認		PTA支部長
5	○ 避難所の日常業務の管理		校長

(4) 収容避難所の閉鎖

	災害対策本部の対応	学校の対応	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の居住者の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の点検、整理 	教頭、用務員
		<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所開設直後の体制継続 	校長、教頭
		<ul style="list-style-type: none"> ● 臨時休校、学校教育再開に関する教育委員会との協議 	校長、教頭
		<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所としての学校施設使用状況に関する教育委員会への報告 	校長、教頭
		<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育活動の再開判断 	校長、教頭、全職員
		<ul style="list-style-type: none"> ● 収容避難所閉鎖による校内施設等の復旧 	校長、教頭、全職員

※学校再開ハンドブック（県教委 H30. 2）を参考に行動する。

4 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

1 収容避難所開設直後の対応

(1) 校長(施設管理者)の役割

※すでに避難者が校庭に集合しており、市対策本部からの収容避難管理責任者(開設員)が到着していない場合。

- ① 必要なスペースを予め学校として定めておいた開放優先順により開放し、応急的な収容措置。
(最優先区域 体育館)

- ② 収容避難所管理責任者(開設員)に代わって「石巻市地域防災計画」において想定されている初期対応。

- ア 避難所開設状況の災害対策本部への報告
- イ 避難所開設区域における避難者区域の指定
- ウ 災害弱者への配慮
・寝たきり老人、障がい者等
- エ 大量避難者対応のためのテント設置
- オ 概括的な避難状況等の災害本部への報告
・収容人数、食料、毛布、寝具等の必要数

(2) 避難所開設・運営支援班としての役割

- ① 飲料水・生活用水の確保
- ② 電気・照明器具、燃料の確保、炊き出しへの協力
- ③ 応急トイレの設置・維持管理
- ④ 負傷者に対する応急措置
- ⑤ 備蓄物資、救援物資の要請、受け入れ、管理・確保
- ⑥ 施設内の清掃、ゴミ・廃棄物
- ⑦ 避難者との連絡窓口、情報提供
- ⑧ 学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設を点検整理

2 避難収容長期化への対応

(1) 校長(施設管理者)の役割

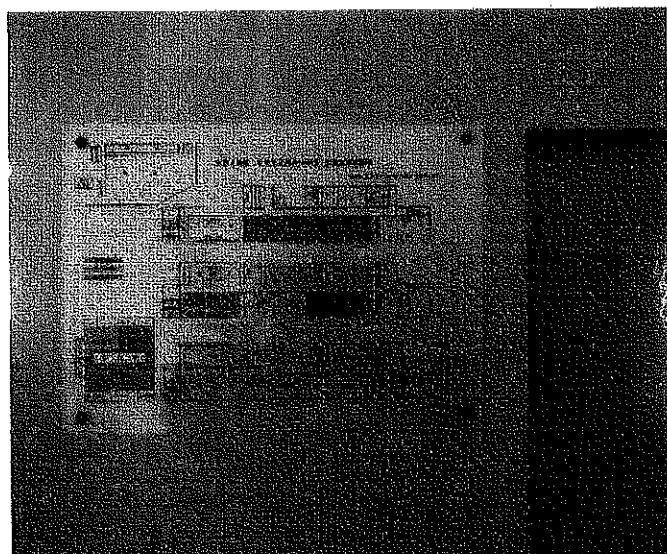
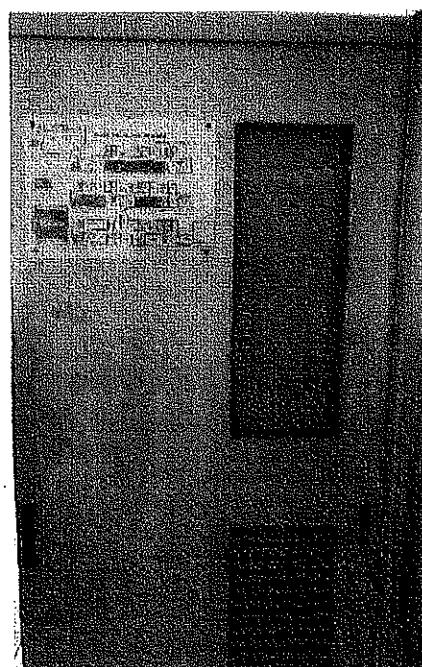
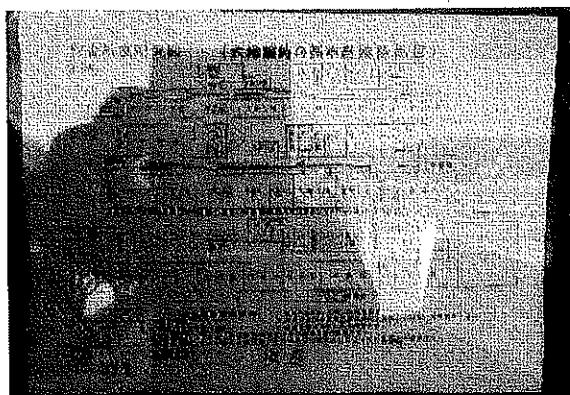
- ① 避難収容が長期化する場合に、収容避難管理責任者(開設員)に代わって、「石巻市地域防災計画」において想定されている対応

- ア 連絡所の設置
- イ 避難所名簿の作成及び各種書類の整備
- ウ 避難所周辺の被害状況の把握
- エ 避難所日常業務の管理
- オ 避難所運営委員会の設置

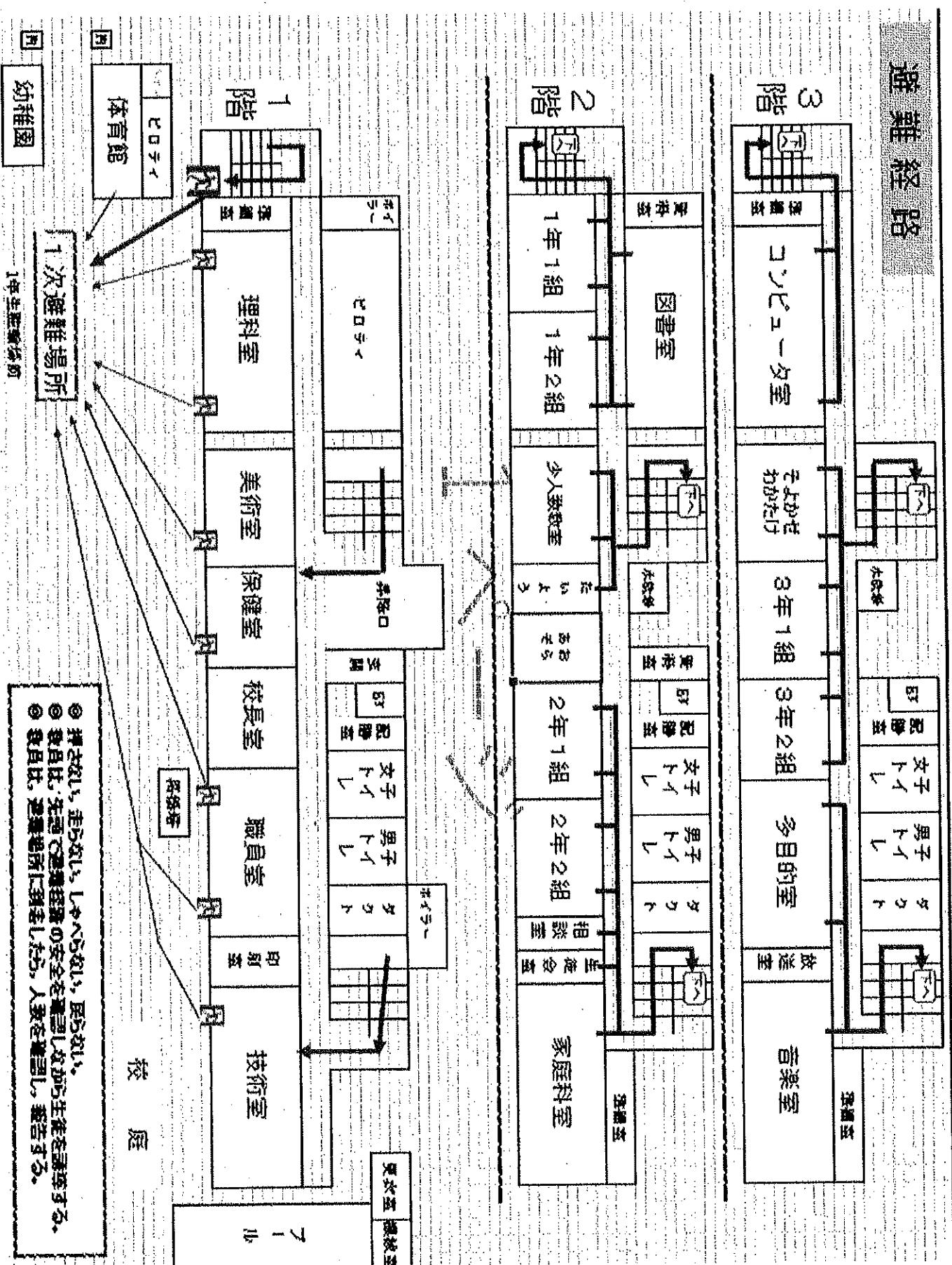
(2) 避難所開設・運営支援班としての役割

避難所開設直後の対応を継続する他、次の項目

- ② 共同炊き出し ②ボランティアの受け入れ対応 ③避難所内の秩序維持、防犯



避難経路



II-7 学校再開

授業再開に向けた対応

【第1段階】

	学校の対応	災害対策本部の対応	備考
1	● 学校再開対策本部立ち上げ		
2	● 生徒宅を、名簿により確認、通行不能箇所点検		A票、住宅地図
3	● 生徒の安否確認、教科書等の確認		職員2人体制
4	● 校舎内外被災状況確認		写真
5	● 職員の被災状況確認		校長、教頭
6	● 近隣施設、被災状況把握	状況確認	その他の職員
7	● 調査の結果を生徒名簿一覧に記入		家屋の被災状況 個別の指導計画の参考資料へ

【第2段階】(再開1週間前)

	学校の対応	災害対策本部の対応	備考
1	○ 生徒受け入れ準備		各教室等整理
2	○ 教室復旧	復旧支援協力依頼	
3	○ 家庭連絡		指導内容の連絡
4	○ 初日指導内容の検討		・避難訓練の実施 ・「無事に会えてよかったです」と思える場の工夫 ・トイレや飲料水に係る注意
5	○ 登校方法と通学路の調査。通行止め箇所の点検。		新しい通学路の周知。
6	○ 生徒の心身の状況の調査		

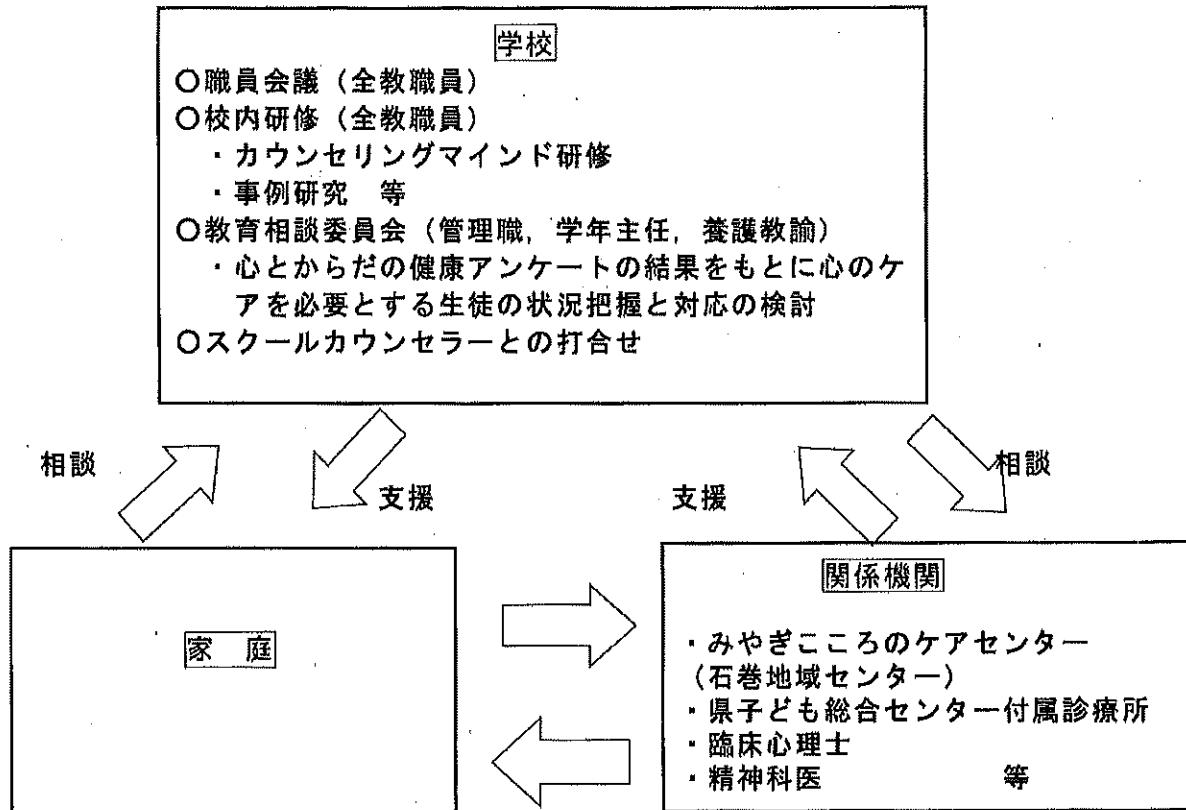
【第3段階】(学校再開)

	学校の対応	災害対策本部の対応	備考
1	テレビの取材依頼	ガイドラインの策定	教頭 個人情報保護校舎内カメラ禁止
2	担当教員付き添いによる登下校		
3	避難訓練の実施		
4	個別の教育相談の実施		家庭訪問など
5	心のケア		・巡回教育相談　・S Cとの面接
6	放課後教室の実施	ボランティアの要請	心のケア

III-1-① 心のケア

家庭や関係機関と連携した心のケア体制

生徒の心のケアにあたっては、学校、家庭、関係機関とが連携して対応できる体制を作る。



[校内の体制整備]

- ・管理職、学年主任、養護教諭からなる教育相談委員会を月1回開催し、心のケアを必要とする生徒の状況把握と対応を検討するとともに、職員会議で共通理解を図る。
- ・生徒のストレスマネジメントに係る教職員の指導力の向上を図るために、心のケアの基本を身に付ける講義、実習とともに、事例研修を取り入れた校内研修を実施する。
- ・養護教諭や心のケアを担当する教諭が、心とからだの健康アンケートの結果をもとに、定期的にスクールカウンセラーとの打合せを行うなど、スクールカウンセラーの活用を促進する手立てを講じる。

[家庭との連携]

- ・担任だけが、心のケアを必要とする生徒の家庭との連携にあたるのでなく、養護教諭や心のケアを担当する教員等のサポート体制を整備する。
- ・保護者の理解を得ながら、スクールカウンセラーなどへの相談を勧める。
- ・必要に応じて、関係機関との連携を図りながら、家庭への支援にも配慮する。

[関係機関との連携]

- ・心のケアを必要とする生徒の状況に応じて、県総合教育センター（りんくるみやぎ）や臨床心理士、精神科医など専門家や関係機関との連携を図る。
- ・関係機関との連携は保護者の理解を得た上で慎重に進める。その際、養護教諭やこのケアを担当する教員が、担任、家庭、関係機関等の連携を図るコーディネータの役割を果たす。
- ・専門家を校内研修の講師に招くなどして平素から連携を密にし、災害や事故が発生した際に即応できる体制を整える。

心とからだの健康調査票

石巻市立稻井中学校

保護者またはご家族の方が記入し、**4月14日(金)**までに担任に提出してください。

記入日 令和5年 月 日

地区名	学年	組	番号	生徒氏名			
記入者	父・母・祖父・祖母・その他()						
罹災状況	全壊・半壊・流失・床上浸水・床下浸水・特になし・()						
復旧の状態	復旧済み・復旧中・()						
生徒の様子		1 ない	2 たまに ある	3 時々 ある	4 とても ある	3, 4の項目は具体的な様子を記入してください。	
1	食欲がない						
2	怖い夢を見る。夜中に何度も目が覚める。						
3	退行現象がある(指しゃぶり ・甘え・赤ちゃん言葉など)						
4	外出したがらない						
5	よく泣く。小さな音にも敏感に反応する。						
6	頭痛や腹痛(おう吐・下痢)を頻繁に訴える。						
7	その他(何か以前と変わったこと)						
家族の様子(特に気になることがあれば)							
震災による仕事への影響				学用品で困っていること			
その他気になったこと(家の周りの様子、他の生徒のことなど)							

III-1-③ 心のケア

カウンセリングに関する研修会の受講者（今年度該当者なし）

研修計画

月	校内研究	校内研修	実技研修	MLA(マチレバ'ルア'ロ-チ)
4	全体会 指導案検討会	学級経営に関する研修会		
5	第1回実態調査アンケート 指導主事訪問	生徒指導研修会		ASSESS実施・考察・対応検討
6		特別支援に関する研修会	心肺蘇生法研修会	
7	研究授業①		プール機械操作研修会	
8	現職教育研修会	伝講会1 ○学習指導の改善を図る 研修会等の伝講		SEL実施報告（1学期分）
9	校内協同学習研修会			
10				
11	研究授業②③			ASSESS実施・考察・対応検討
12	第2回実態調査アンケート 研究授業④	伝講会2 ○公開研究会の伝講 ○学習指導の改善を図る 研修会等の伝講		SEL実施報告（2学期分）
1	研究授業⑤⑥			
2				
3	研究のまとめ完成			

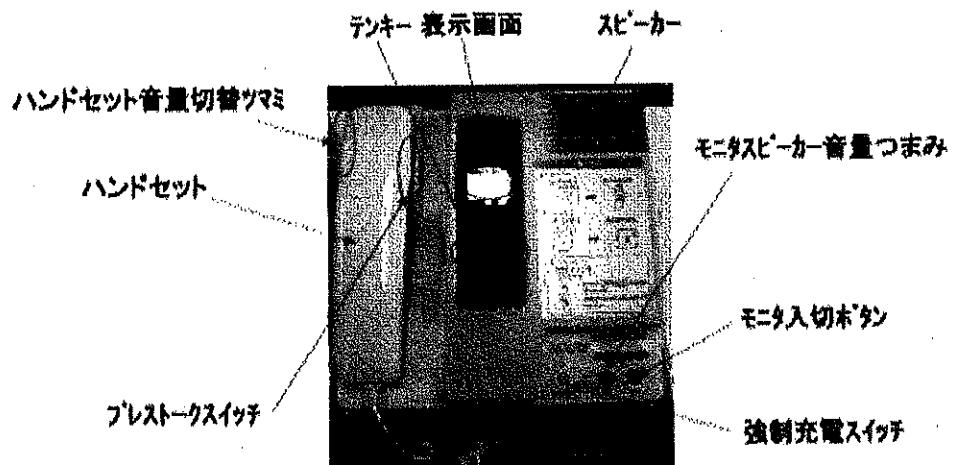
SEL：社会性と情動の学習

ASSESS：学校環境適應感尺度

III-②緊急時の連絡手段

操作説明(半固定型無線装置)

- 電話をかけ**
- ①受話器を取る
②ダイヤルする
・個別に呼び出す場合：テンキーで数字3桁の相手番号を入力
・グループで呼び出す場合：「#」+数字2桁のグループ番号を入力
③「採用」ボタン押す
④通話をする
⑤受話器を戻して通話を終了
- 電話を受ける**
- ①通信種別毎の呼出音が鳴る
・個別に呼び出された場合 : ブルブルブル...
・グループで呼び出された場合 : ピピビッ...
②受話器を取る
③通話をする
④受話器を戻して通話を終了
- 緊急連絡を行**
- ①「緊急」を2秒以上押す
②緊急連絡が統制局に受け付けられると、表示画面に「受付完了」と表示される
③統制局から折り返しの連絡を待つ



体育館の特設公衆電話

(1) 接続端子に電話コードを接続する

・電話の接続端子は、体育館の卓球台保管庫入り口の上に設置されている。接続端子に電話コードのモジュラージャックを音が「カチッ」と鳴るまできちんと差し込む。

(2) 電話機に電話コードを接続する

・電話機に電話コードのモジュラージャックを差し込む。(1)と同様に、音が「カチッ」と鳴るまできちんと差し込む。

III-3 備蓄用品・防災用品

○防災備蓄用品：食料・飲料水以外（3F備蓄倉庫に保管）

項目	個数	項目	個数	項目	個数
救急セット	1	毛布	200	救助用マット	50
仮設トイレ	6	発電機	2	発電機	2
給水タンク	10	懐中電灯	10	一輪車	2
スコップ（剣）	2	スコップ（角）	2	バール	2
太陽光ランタン	1	携帯充電器	2	軍手	200
DS.TV	1	カセットボンバ	12	カセットコンロ	1
石油ストーブ	5	延長ドラム	1	投光器	1

○防災備蓄用品：食料・飲料水（体育館脇の防災倉庫に保管）

項目	個数	賞味期限	項目	個数	賞味期限
備蓄用パン	96	2024.3月末	ガソリン	4リットル	
ごはん (わかめ・カレー・玉子)	50袋×8	2024.4	モーターオイル	1リットル	
水（ペットボトル）	1008	2024.4			

○防災備蓄用品：食料・飲料水以外（体育館脇の防災倉庫に保管）

項目	個数	項目	個数	項目	個数
発電機	1	発電機用オイル	1	防雨型コートリール	2
投光器	1	LEDランタン	40	乾電池(6個セット)	20
浄水装置		連結給水栓		水槽	
ウォータータンク		エマージェン	20	簡易トイレ	13
パーソナルテント	10	ワントップパーテーション	10	プライバートーム	4

○その他の防災用品

- ・簡易スロープ 1（保健室に保管）

III-4 マニュアルリーフレット

災害発生時の対応（生徒・保護者のとるべき行動）

①太字は生徒の対応

②下線のある細字は保護者の対応

令和5年4月～

石巻市立稻井中学校

災害		登校前	登下校中	在校時
地震	震度5弱	・安全確認後に登校 ・揺れが収まったら登校	・その場で避難行動 ・安全な場所に避難	・その場で避難行動 ・校舎異常あり→校庭に避難 異常なし→授業再開
	震度5強以上	・連絡あるまで自宅や避難所で待機 ・その日は臨時休校になるか、メール配信で確認	・その場で避難行動 ・近くの高い場所に避難 ・状況を見て自宅か学校、近くの避難所に移動	・その場で避難行動 ・授業・部活動を続行するか、中止後に引き渡しになるかどうかメールで確認 ※原則、自力下校はさせない
津波 注意報	津波 注意報	・安全な場所にすぐ避難 ・津波注意報が解除後に学校へ登校	・その場で避難行動 ・近くの高い場所に避難 ・状況を見て自宅か学校、近くの避難所に移動	・生徒の引き渡しになるかどうかメールで確認 ※津波の到達予想時間を考慮して引き渡しを行うか判断してお知らせします。
	(大)津波 警報			・その場で避難行動 ※警報発表中は学校に待機させ、引き渡しは行いません。
河川の 氾濫・洪水		・安全な場所にすぐ避難し、連絡があるまで待機	・その場で避難行動 ・近くの高い場所に避難 ・状況を見て自宅か学校、近くの避難所に移動	※学校周辺で洪水が発生した場合は生徒を学校に待機させます。
竜巻		・竜巻があさまるまで待ち、安全確認後に登校	・頑丈な建物に避難	・外にいる生徒は校舎内へ避難 ※校舎に異常なし→授業を再開します。 ※下校時に安全確認できるまで待機させます。
雷		・雷があさまるまで待ち、安全確認後に登校	・体勢を低くして建物内にすぐ避難 ・雷があさまるのを待つ ・状況を見て自宅か学校に避難	・外にいる生徒は校舎内へ避難 ※校舎に異常なし→授業を再開します。 ※下校時の状況次第で生徒の引き渡しを行います。
J ア ラ ト	領海領土 着弾なし	・自宅待機 ・屋内避難解除後は登校	・建物内にすぐ避難 ・屋内避難解除後は登下校	※屋内避難解除後は通常の授業を再開します。
	領海領土 着弾あり	・学校から連絡があるまで自宅待機	・建物内にすぐ避難 ・自宅または学校に避難	・授業・部活動が打ち切り、引き渡しになるかどうかメールで確認
原子力災害		・自宅待機 ・状況次第で安全な場所に避難	・自宅または学校に避難	・授業・部活動が打ち切り、引き渡しになるかどうかメールで確認

学区付近で犯罪が発生し、生徒のみの下校ができない場合は生徒の引き渡しを行う

【注意点】

1. 学校からの連絡は、原則としてメール配信で行う。停電などメールを使用できない場合もあるため、上の表を見て判断する。

2. 学校からメール配信ができない場合は、以下の場所にある学校からの張り紙を見て、情報を確認する。

稻井公民館、沿津集落センター、八津会館、まきあーとテラス、大瓜入生活センター

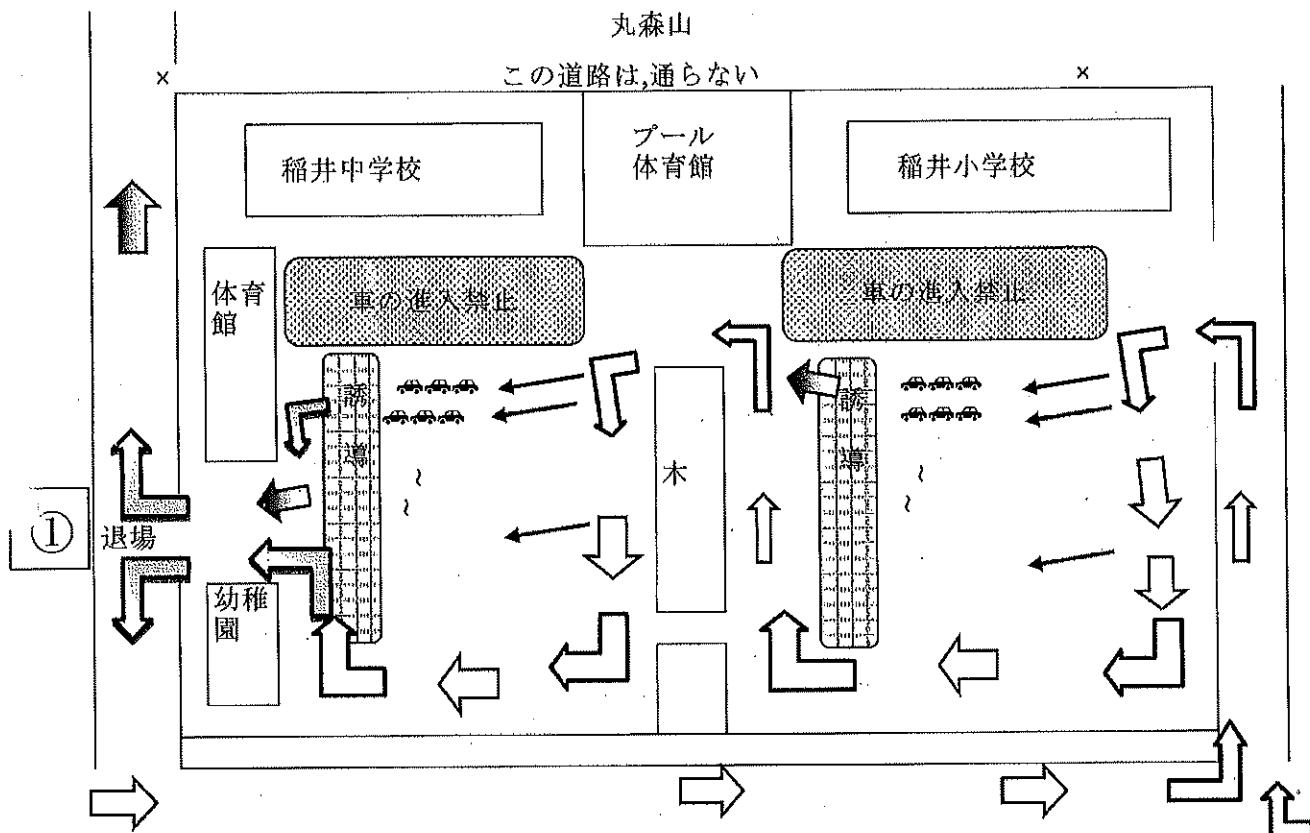
3. 原則として、「緊急連絡カード」の災害時の引き取り者」のみに引き渡しを行う。

4. (大)津波警報発表時や洪水発生時などは、2次被害の拡大を防ぐため生徒の引き渡しは行わない。

※生徒が帰宅困難で学校待機となったときは、石巻市と連絡を取り、備蓄品等で対応します。医療的ケアが必要な生徒については、近隣の医療機関へ協力を要請します。

※引渡しの際に、危険が予想される場合は、保護者の方々も避難場所に待機または移動となります。

引き渡しとなった場合の駐車場図（保護者用）



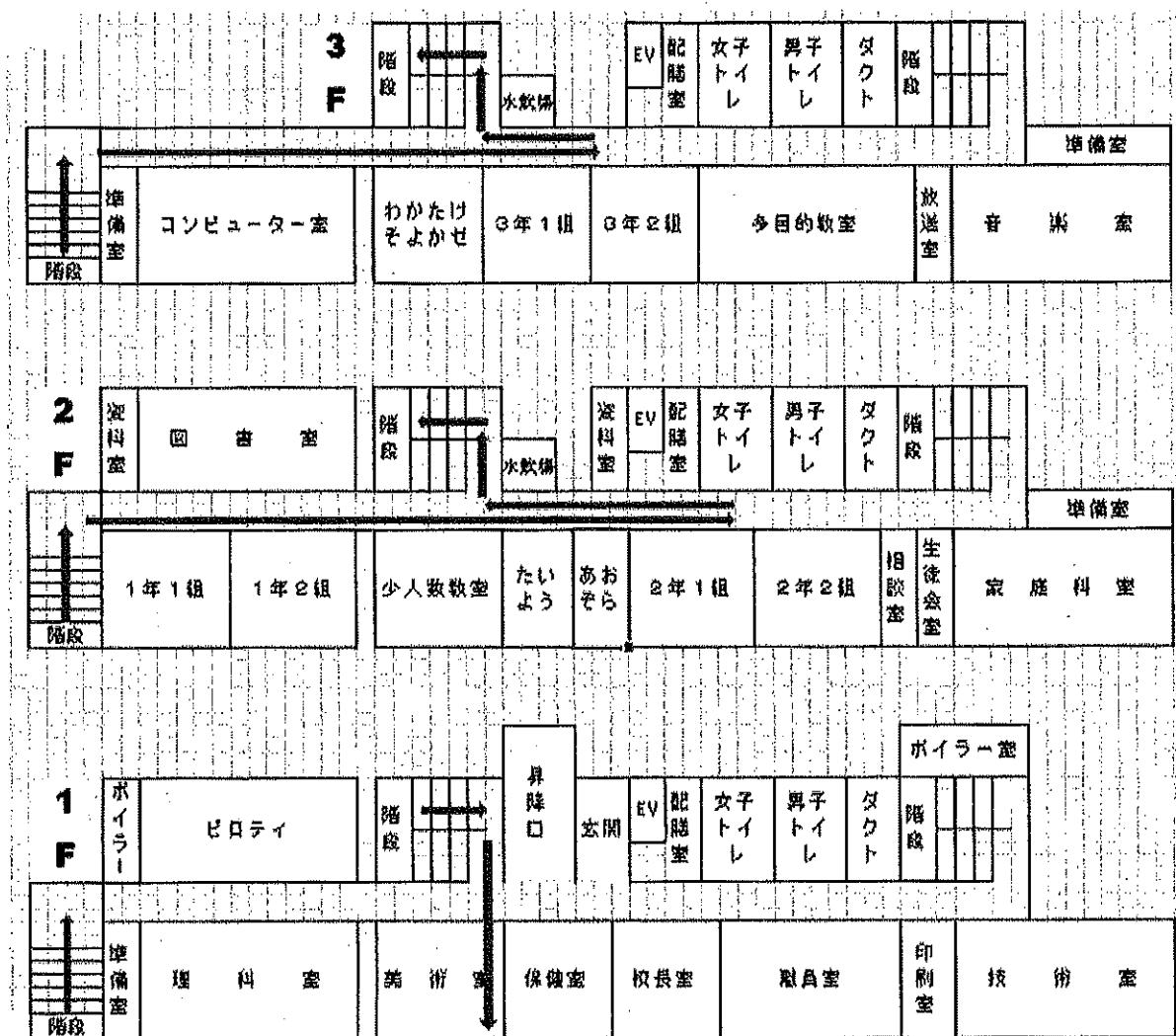
- ・小中全ての保護者車両について、稲井小学校東側正門から校庭に入り、稲井中学校体育館側にぬける一方通行とします。その先は、信号側、その反対側どちらに曲がることも可能とします。
- ・青信号は20秒程度ですので、渋滞緩和のためにも①で右折もご検討願います。その確認のために、退場する際早めにワインカーの点灯をお願いします。また、小中学校北側の道路は通らないこととします。
- ・中学生のみの引き取りの場合は、小学校校庭経由で中学校校庭に駐車してください。
- ・小中学校をまたがって引き取りをする場合は、まず小学校に駐車して引き取り、次いで中学校に車を移動、駐車し、引き取り、退場してください。
- ・駐車エリアでは、所定の場所に縦列駐車してください。お子さんを引き取り後、車を移動（退場）してください。その際、前の車を追い越さないようお願いします。
- ・被爆を防ぐために教職員は校庭の誘導を行いません。

引き渡しとなった場合の校舎経路図（保護者用）

非常階段

中央階段

東階段



- ・体育館通路を進み、非常階段の2階、3階の入り口から入りお子さんがいる教室まで移動してください。
- ・廊下を歩くときには、下足を脱いで持ってください。
- ・教室の入り口で担任にお声掛けいただき、廊下でお待ちください。
- ・原則、一方通行とします。矢印に従って移動してください。出口は、中央階段を下りてすぐ目の前にある美術室の非常口から外に出てください。

※原則、震度6弱以上で引渡しとなります

年度当初に記入してもらって、集約・管理する

III-5 緊急連絡カード

令和5年度 緊急連絡用生徒カード

石巻市立稻井中学校

ふりがな		男 ・ 女	年組
生徒氏名			年組
本校在学兄弟・姉妹 年組	氏名		
保護者名	現住所	自宅電話	

緊急時の連絡先

順位	氏名	本人との続柄	連絡先	電話番号
第1			勤務先: (携帯電話)	
第2			勤務先: (携帯電話)	

緊急時の医療機関名・かかりつけの病院等

希望する医療機関	外科	()	・	学校に一任
	脳外科	()	・	学校に一任
	整形外科	()	・	学校に一任
	眼科	()	・	学校に一任
	耳鼻科	()	・	学校に一任
	歯科	()	・	学校に一任
	内科	()	・	学校に一任
	その他	()	・	学校に一任

登下校中の避難場所

第1		第2	

災害時の引き取り者名

順位	氏名	本人との続柄	住所	電話番号
第1				
第2				
第3				

引渡し確認（訓練）

※下記の欄は学校で記入します

日時	202年 月 日() 時 分	引渡し者		引き取り者		帰宅先	
	202年 月 日() 時 分	引渡し者		引き取り者		帰宅先	
	202年 月 日() 時 分	引渡し者		引き取り者		帰宅先	

引渡し確認

※下記の欄は学校で記入します

日時	月 日() 時 分	引渡し者		引き取り者		帰宅先	
----	---------------	------	--	-------	--	-----	--

引渡し確認

※下記の欄は学校で記入します

日時	月 日() 時 分	引渡し者		引き取り者		帰宅先	
----	---------------	------	--	-------	--	-----	--

引渡し確認

※下記の欄は学校で記入します

日時	月 日() 時 分	引渡し者		引き取り者		帰宅先	
----	---------------	------	--	-------	--	-----	--

引渡し確認

※下記の欄は学校で記入します

日時	月 日() 時 分	引渡し者		引き取り者		帰宅先	
----	---------------	------	--	-------	--	-----	--

※原発事故発生の際に、避難先自治体は大崎市となってています。

III-6 石巻市立稻井中学校災害対策要綱

石巻市立稻井中学校

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害を予防又は軽減し、災害発生時における被害の拡大を防ぐとともに、災害の復旧を図るため、石巻市立稻井中学校（以下「本校」という。）における災害対策に関する必要な事項を定めるものとする。

2 災害対策については、法令又はこれに基づく特別の定めによるものほか、この要綱の定めるところによる。

(校長の責務)

第2条 校長は、本校の教職員、生徒の生命、身体及び教育施設等を災害から守るために、災害対策に関する必要な措置を講ずるものとする。

2 校長は、災害対策の実施にあたっては、関係機関と密接な連携のもとに行うものとする。

3 校長は、本校の教職員、生徒に対して、日ごろから研修等により災害及び防災に関する知識を啓発するとともに危機管理意識を養成するものとする。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、この要綱の定めるところにより、災害対策の実行に努めなければならない。

(校内災害対策委員会)

第4条 災害対策に関する重要事項を審議するために、校内災害対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(防災対策)

第5条 委員会は、次に掲げる防災対策を実施するものとする。

- (1) 年間防災計画策定に関する事項
- (2) 防災教育及び防災訓練に関する事項
- (3) 施設、設備及び土地並びに危険物等の点検・整備及び安全対策に関する事項
- (4) 情報の収集並びに伝達方法及び連絡網の整備に関する事項
- (5) その他防災に関する必要な事項

(災害対策マニュアルの作成等)

第6条 委員会は、本校の実状に即した災害対策マニュアルを作成し、教職員、生徒にこれを周知するものとする。

(校内災害対策本部)

第7条 校長は、大規模な災害が発生し、又は発生することが予想されるときは、直ちに校内災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置するとともに、校内災害対策非常配備体制（以下「非常配備体制」という。）を発する。

2 災対本部の構成及び担当業務は、別表1のとおりとする。・・

3 非常配備体制の種類及び基準は、別表2のとおりとする。

4 校長は、災害が発生するおそれがなくなった場合又は災害応急活動が完了したときは、災対本部を廃止するとともに、非常配備体制を解除する。

(情報の収集等)

第8条 校長は、災害に関する情報を迅速に収集するとともに、収集した情報を基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(安否の確認)

第9条 校長は、災害が発生したときは、教職員、生徒の安否の確認を速やかに行うものとする。

(職務遂行要員の確保等)

第10条 校長は、職務遂行可能な者の把握に努め、災害対策業務及び本来の職務を遂行する要員の確保に努めるものとする。

2 校長は、教職員に前項の災害対策業務を命ずるときは、健康管理及び衛生管理上の配慮に努めるものとする。

(応急措置)

第11条 校長は、災害による教職員、生徒の行方不明者及び負傷者の発見に努めるとともに、負傷者の救護に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずる場合においては、二次災害の防止に注意を払うものとする。

(避難住民の受け入れ等)

第12条 校長は、石巻市災害対策本部から本校に避難所設置の要請があったときは、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。

2 前項により本項の施設を避難場所として提供したときは、校長は、石巻市地域防災計画に基づく教職員の協力等について、関係機関と協議するものとする。

3 校長は、避難所が開設された場合の対応を定めた避難所使用施設計画を作成しておくものとする。

(自主避難住民の受け入れ)

第13条 校長は、災害が発生するおそれがあるため、近隣の住民が自主的に緊急避難してきたときは、一時的に本校の適当な場所を緊急避難場所として提供することができる。

2 前項により本校の施設を緊急避難場所として提供したときは、校長は、避難住民受け入れ後の対策について、関係機関と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

(施設等の提供)

第14条 校長は、関係機関から被災地域における人命救助及びその他救護活動等のため、本校の施設等の提供の要請があったときは、協議の上、当該施設を提供するものとする。

(被災状況報告)

第15条 校長は、被災の状況を的確に把握して、石巻市教育委員会に被害状況等を報告するとともに、関係機関と連絡を密にして、事態の收拾に努めるものとする。

(災害復旧)

第16条 校長は、速やかな教育活動の再開に向け、必要な措置を講ずるものとする。

(二次被害の防止)

第17条 校長は、災害復旧に当たっては、建物の倒壊、崖崩れ等危険区域の発見に努めるとともに、状況に応じて立入禁止等の安全措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本校の災害対策に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

(別表1)

災害対策本部の構成及び担当業務

区 分		業 務 内 容
本 部 長	校 長	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送等による連絡や指示 ○応急(緊急)対応の決定 ○各班との連絡調整
副 本 部 長	教 頭 教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会、市町村災害対策本部、PTA等との連絡調整・報告 ○情報収集(気象、災害、交通情報等)
本 部 員	防 災 主 任	<ul style="list-style-type: none"> ○非常持ち出し品の搬出 ○報道機関との連絡・対応

※本部長代理順位 ①教頭 ②教務主任 ③防災主任

(別表2)

校内災害対策非常配備体制

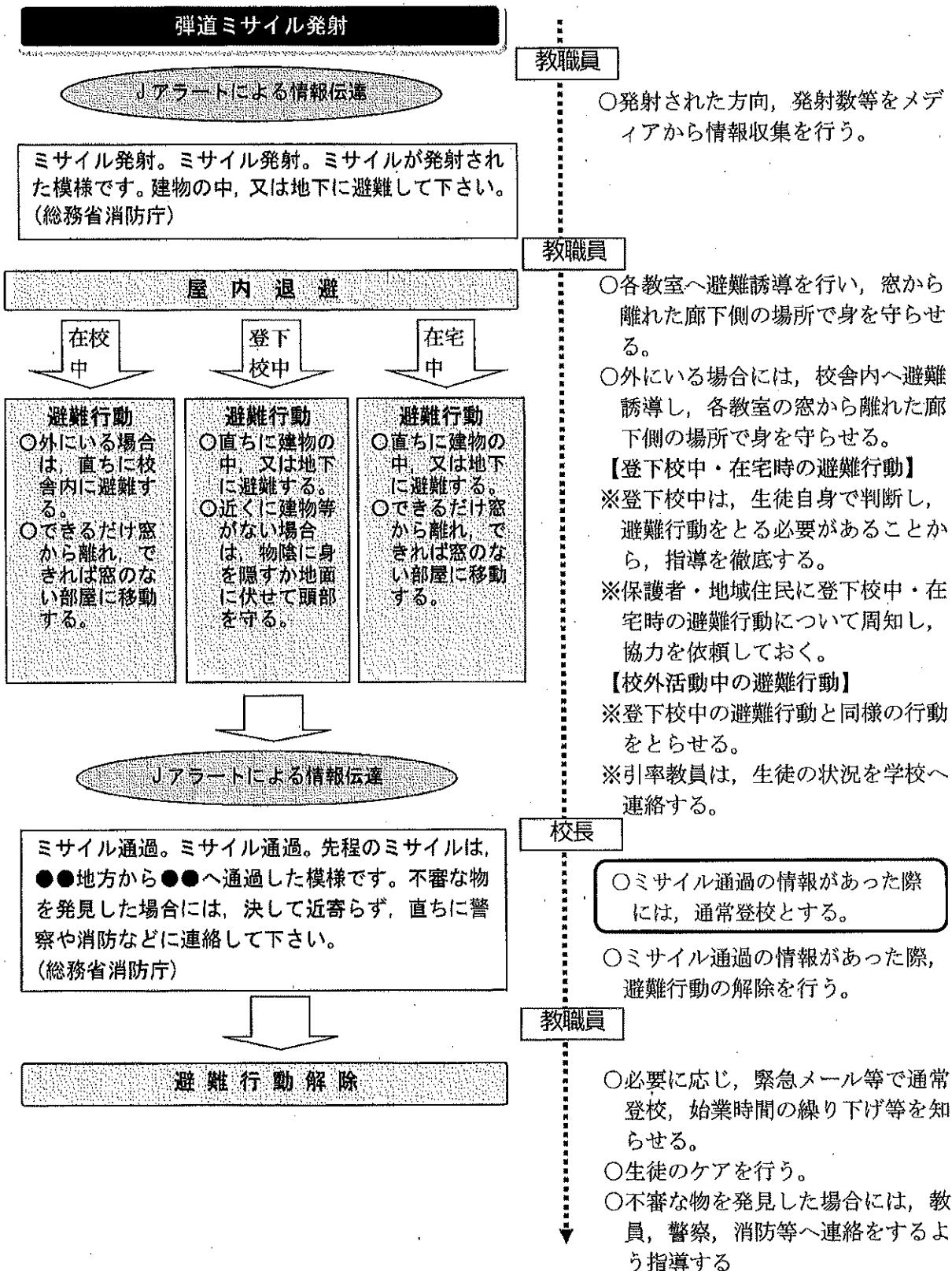
種類	配備内容	配備職員
第一配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨洪水警報が発表されたとき。 ○震度5弱の地震が発生したとき。 ○津波注意報が発令されたとき。 ○暴風雨警報が発表されたとき 	教頭
第二配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨洪水警報、暴風雨警報が発表され、広範囲に渡り被害が予想される、又は発生したとき。 ○震度5強の地震が発生したとき。 ※津波警報が発表されたときは除く。 	校長 教頭 教務主任 防災主任 学年主任 用務員
第三配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨洪水警報、暴風雨警報が発表され、広範囲かつ深刻な被害が予想される、又は発生したとき。 ○震度6弱以上の地震が発生したとき。 ※津波警報が発表されたときは除く。 	全職員

III-7 特別警報発表時の対応

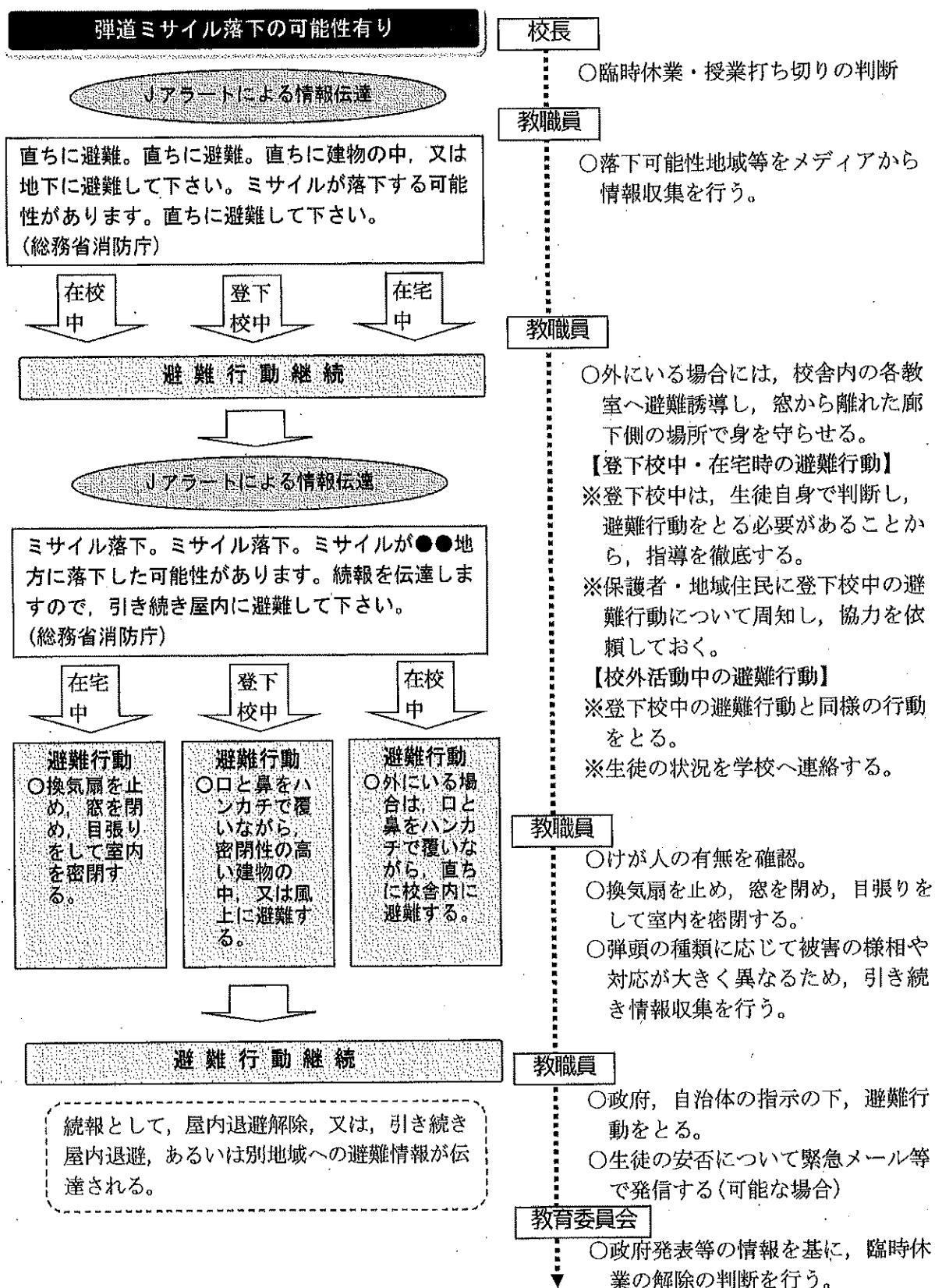
- 1 「高潮」「波浪」「火山噴火」等地域で発生する恐れがある災害に対して、特別警報が発表（発令）された場合、原則「臨時休業」または「自宅待機」とし、学校の再開については、メール配信や電話等を使い各家庭へ連絡する。
- 2 在校中に特別警報が発表（発令）された場合は、引き渡し下校を原則とする。

III-8-① 弹道ミサイル発射等に係る対応

(1) 弹道ミサイル発射時の対応 (日本に飛来する可能性のある場合)



(2) 弾道ミサイル落下時の対応 (日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)



III-8-② 学校への犯罪予告・テロへの対応について

1 平時の備え

- (1) 不審なものがいか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施する。
- (2) いたずらやいやがらせの可能性が考えられる場合でも、最悪の事態を想定し、生徒・教職員の安全を最優先に対応する体制を整備しておく。
- (3) 警察、教育委員会等の関係機関と密に連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備しておく。

2 電話による犯行予告の場合

- (1) 下記【犯行予告等への対応表】により落ち着いて対応し、情報を把握する。

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無、電話番号
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなるか・ どうなっているか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認(電車の走行音、放送等)

【犯行予告等への対応表】

- (2) 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り(予めサイン等を決めておく)、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- (3) 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- (4) 予告電話をいたずら電話と感じた場合でも校長(不在の場合は次順位の者)へ報告する。
- (5) 情報受信者の教職員は電話が切れた後、校長(不在の場合は次順位の者)に報告する。
- (6) 校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- (7) 爆破等予告時刻が迫っている場合や不明な場合は、直ちに全ての人が避難する。
- (8) 爆破等予告時刻に余裕がある場合は、警察や教育委員会と協議し、適切に対応する。

☆不審物を検索する場合

- (1) 警察の指示を受けた上で不審物を検索する場合には、校長(不在の場合は次順位の者)の指揮の下で行う。
- (2) 指揮者は可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
- (3) 検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任をもって検索を行い、不審物の発見に努める。

3 不審物を発見した場合

可能な範囲で、生徒・教職員の安全を最優先に以下の対応を行う。

- (1) 不審物には一切触れない。
- (2) 教職員は不審物を発見した際、校長（不在の場合は次順位の者）に報告し、校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- (3) 園児、児童、生徒が不審物を発見した場合は触れないで教職員に報告するように指導する。
- (4) 状況に応じて園児、児童、生徒を安全な場所に避難させる。
- (5) 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウィルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- (6) 中身が飛散するおそれがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
- (7) 放射性物質、ウィルス・細菌等、被爆若しくは感染するおそれのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- (8) 汚染されたおそれのある人は速やかに水と石鹼で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- (9) 汚染のおそれがある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- (10) 何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

☆不審物等に対する着眼のポイント

- (1) 導火線、乾電池、時計の設置
- (2) 火薬等の薬品臭
- (3) 金属や粉のような物が入っている。
- (4) 秒を刻むような音がしている。
- (5) 包装に粉等が付着している。
- (6) 不自然な形状や重さ など

4 テロが行われる（た）場合

最悪の事態を想定し、園児、児童、生徒、教職員の安全を最優先に対応する。

(1) 事前に犯行声明が行われた場合

生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、「2 電話による犯行予告の場合」に従って行動する。

(2) 事前に犯行声明がなかった場合

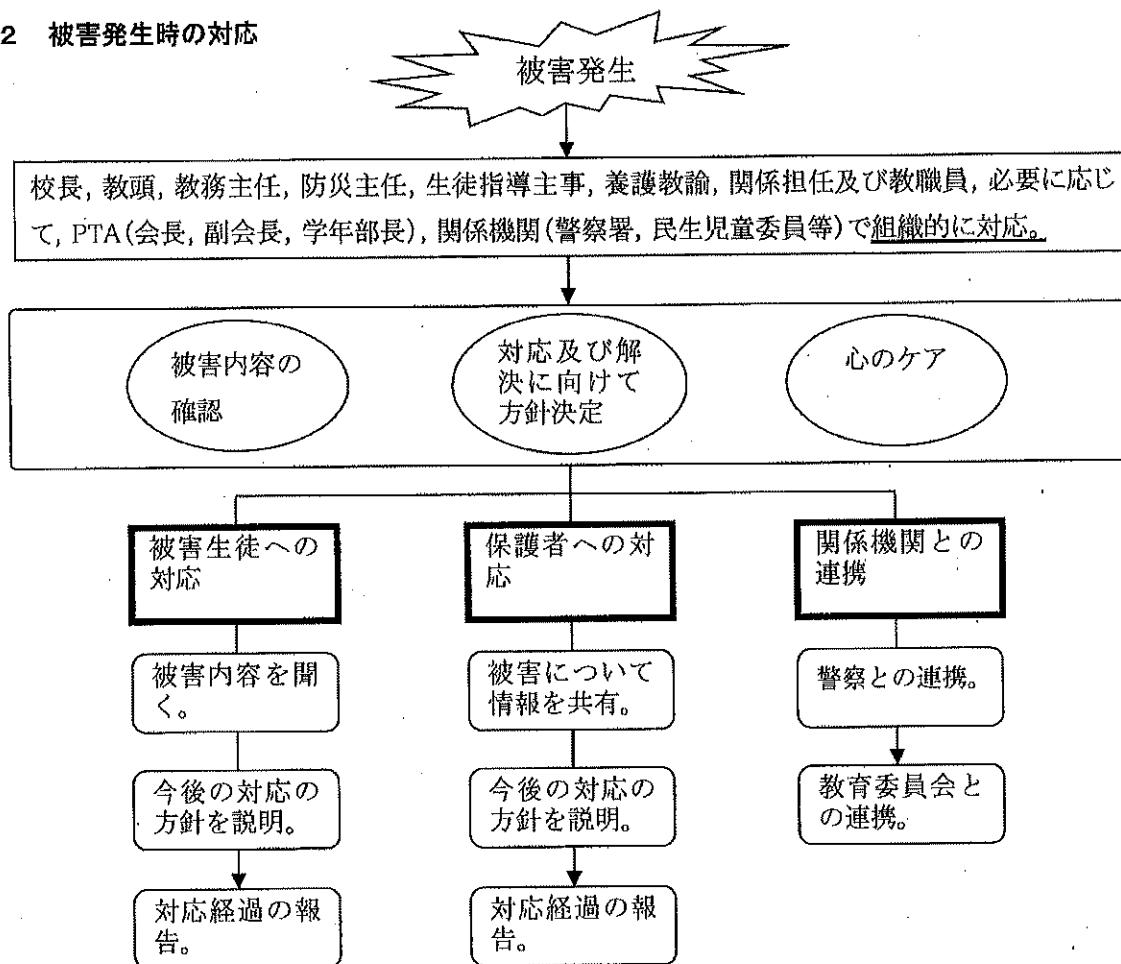
「3 不審物を発見した場合」に従って行動する。

III-8-③ インターネット上の犯罪被害への対応について

1 未然防止の対応

- (1) 犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、最新事例の把握や情報モラル教育の充実に努める。
- (2) 生徒だけでなく、保護者に対しても「学級だより」「学年だより」「生徒指導だより」「学校だより」を利用する等、日ごろから啓発活動を行う。また、PTAで保護者向けの講演会や研修会などを企画し、携帯端末のフィルタリングサービスの必要性などを伝えていく。
- (3) 打合せ、職員会議、校内研修などで、被害事例の研究や、生徒が利用しているインターネットのサイトに関する情報を共有する。
- (4) 被害があった場合、関係機関に相談する体制を整備しておく。

2 被害発生時の対応



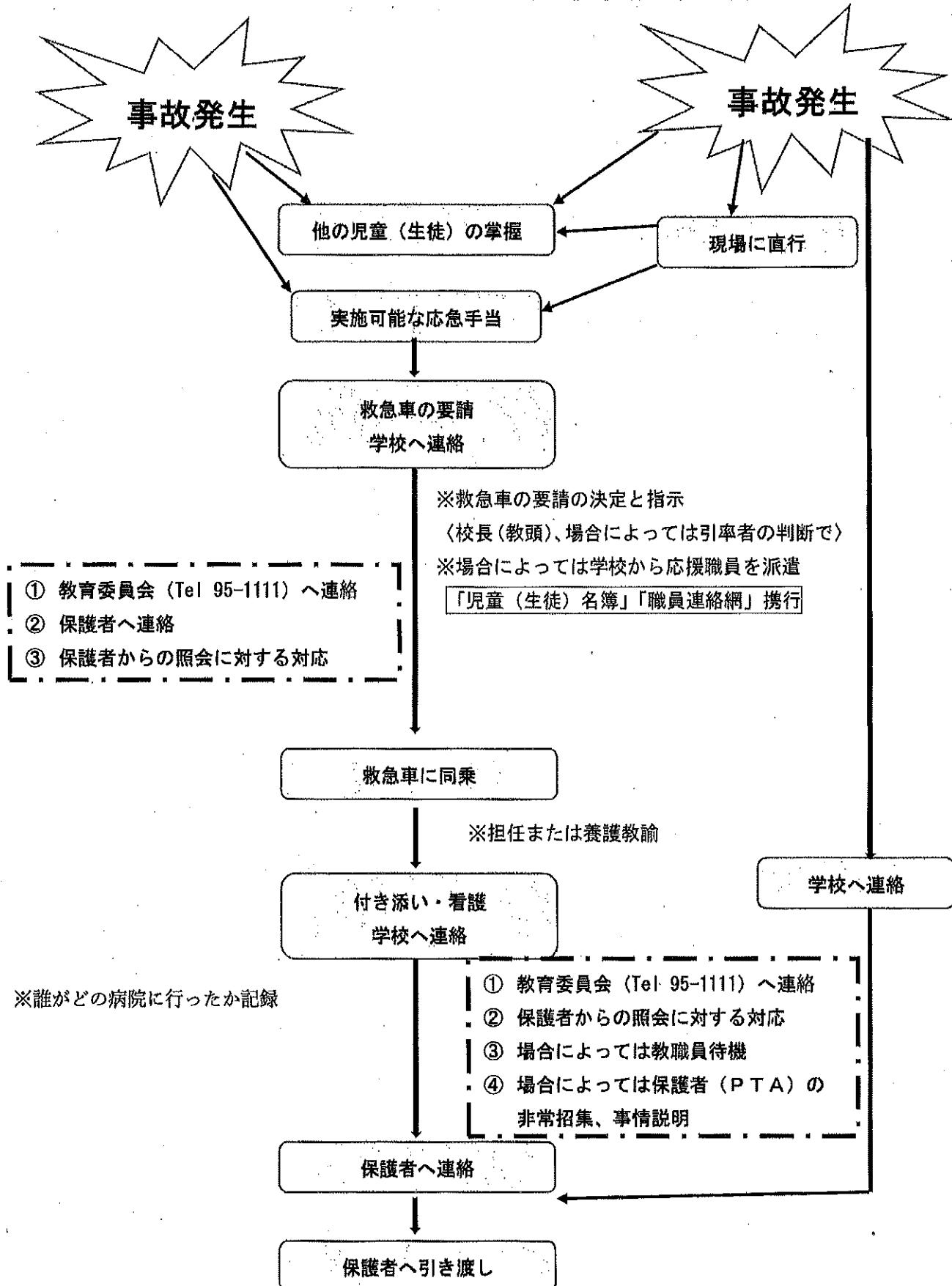
* 対応の原則

- (1) 解決に向けて一刻、一瞬を大切にして、早急に対応する。
- (2) 解決に向けての方針は具体的に決定する。
- (3) 全教職員が一致して当事者として対応する。
- (4) 被害が発生したら、「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認には校長があたる。
- (5) 対応の中で、「個人名」「家庭の事情」等、必要とみなされるものは非公開とする。

傷害事故の発生対応マニュアル

《中等职业学校》

《登下校時（含交通事故）および校外学習中》



頭部打撲の緊急時対応マニュアル

* 頭部外傷は意識レベルの急変があるため軽視しない



- 意識が明瞭
- 軽度の打撲傷
- 外見的に異常を認めない

- 応急措置
 - ・打撲部位の冷却
 - ・経過観察（1時間は保健室休養）
- ☆意識の状態はどうか
 - ☆吐き気、おう吐は現れないか
 - ☆けいれん、四肢の運動障害はないか

- 症状が不变か進行
 - 医療機関へ
(状況に応じ)
119番通報

次の症状が1つでもある 119番通報

- 意識障害
- バイタルサインの異常
- 瞳孔左右不同、対光反射がない
- 吐き気・おう吐、失禁、増強する頭痛
- 言語障害、構音障害
- 四肢麻痺（ある時は部位と種類確認）

その他の確認

- ・出血（外傷）の有無
 - ・腫脹の有無
 - ・顔色
 - ・いつもと違う行動はないか
 - ・耳鼻からの出血や髄液漏出の有無
 - ・頭蓋骨変形の有無
- ⇒緊急性を判断

（医療機関の受診は必須）

速やかに

119番通報

- 家庭連絡
 - 〈学校・家庭でその後
注意すべき兆候〉
 - ・意識障害（急にうとうとする等）
 - ・頭痛やおう吐の出現
 - ・顔や四肢の片側麻痺
 - ・物が2つに見える
 - ・けいれん
 - ・瞳孔の左右差

○救急車到着まで応急措置

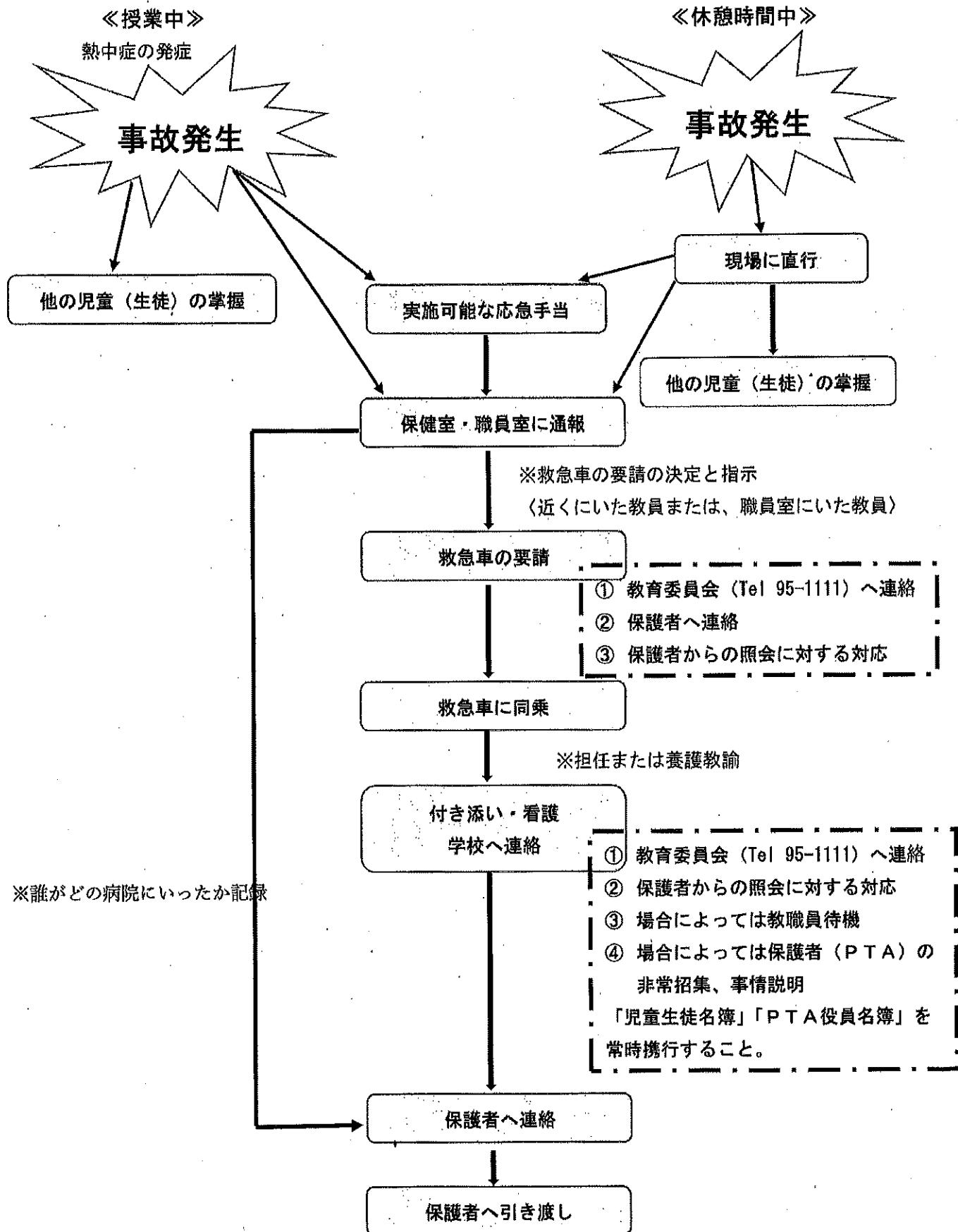
* 動かさずにその場で処置を行う

★意識障害がある場合	意識がある場合
<ul style="list-style-type: none"> ・気道確保 ・状況に応じ心肺蘇生、 AED使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・気道確保 ・安静にさせる

- ・頭全体を氷のうで冷やす
- ・体は毛布で保温
- ・出血があれば、清潔なガーゼで圧迫止血
- ・体位：水平仰臥位

〔 おう吐がある場合
回復体位 〕

熱中症の発生対応マニュアル



※誰がどの病院にいったか記録

熱中症の応急処置と手当

チェック1（症状確認）

熱中症を疑う症状があつた場合

めまい・失神・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・吐き気・おう吐・倦怠感・けいれん・手足の運動障害・高体温

涼しい場所へ移動させる

クーラーが効いた室内や風通りのよい日かけに移動し安静にさせる。

チェック2（意識・症状）

意識はあるか？

YES

重篤な症状が見られるか？

NO

YES

救急搬送

チェック3（給水）

自力で水分を摂取できるか？

YES

NO

救急搬送

体を冷やして体温を下げる

衣服をゆるめて、体の熱を放出させる。
氷枕や保冷剤で両側の首筋やわき、足の付け根などを冷やす。皮膚に水をかけて、あおぐ。

チェック4（経過・安静）

症状が良くなつたか？

YES

NO

救急搬送

救急車を待っている間にも、現場で応急処置をすることで症状の悪化を防ぐことができる。

救安静にして十分休憩させる。速やかに家庭と連絡を取る

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

異常に気が付いたら子どもから目を離さない



異助けを呼び、人を集めめる

迷ったらエピペンを打つ！

ただちに110番通報

以下の症状から重症度を判定し、速やかに行動する

全身の
症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便をもらす
- 脈が触れにくいため不規則
- 唇や爪が青白い

少なくとも5分ごとに、繰り返し症状を観察
経過・内服・エピペン使用の時刻を記録

呼吸器
の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかずれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

数回の軽い咳

消化器
の症状

- 持続する強いお腹の痛み
(がまんできない痛み)
- 繰り返し吐き続ける

中程度のお腹の痛み

- 1~2回のおう吐
- 1~2回の下痢

軽いお腹の痛み

- (がまんできる)
- 吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

顔全体の腫れ

まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

目・口・
鼻・顔面
の症状

強いかゆみ

まぶたの腫れ

全身が真っ赤

軽度のかゆみ

数個のじんま疹

部分的な赤身



① エピペンを使用

② 救急車を要請（110番通報）

→緊急時連絡先医療機関に連絡

→保護者に連絡

③ その場で安静を保つ

→立たせたり、歩かせたりしない

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲む

受信

① 内服薬を飲ませ、
エピペンを準備

② 速やかに医療機関を
受診（救急車の要請
も考慮）

③ 急速に進行する場合
→「緊急」の対応

注意

① ひつよう内服薬を飲
ませる

② 「急速に進行する」
又は「悪化が予想さ
れる」場合→「受
信」「緊急」の対応
③ 少なくとも1時間は

事故発生時（アナフィラキシー）緊急対応マニュアル

事故発生・重症

複数で対応する
迷ったらエピペンを打つ！
ただちに110番通報

発見者

- 子どもから目を離さない
- 事故発生の連絡（近くの教職員・児童生徒など）

指示

校長

不在時は教頭、教務・学年主任又は他の職員

指示

養護教諭

報告

報告

教職員

連携

連絡【緊急要請・緊急時連絡先医療機関】

保護者

発見者+養護教諭・教職員

（症状・処置内容を記録）

- * アナフィラキシー緊急時対応経過記録表等
- 子どもから目を離さない
- 食物アレルギー緊急時対応マニュアルで、重症度を判定し速やかに行動
- 周囲の安全確保
- 状態の把握（意識・呼吸・皮膚等）
- 健康調査票等の確認
- エピペンの準備（必要に応じて使用）
- 内服薬の準備（必要に応じて使用）
- AEDの準備（必要に応じて使用）
- ◆息苦しさ（呼吸困難）、のどがしめ付けられる感じなどの症状があらわれたら、直ちにエピペンを使用。
- ◆対応は、必ず複数の職員で当たる。

□救急車の要請

- ① 「救急です。」
「食物アレルギーによるアナフィラキシー発症 児童（生徒）の搬送依頼です。」
 - ② 連絡者の所在地、連絡先を伝える。
 - ③ 状態・経過を簡潔に説明する。
・だれが・いつ・どこで
・症状（どのような状態か）
・エピペン処方の有無、接種の有無
・救急車が来るまでの手当て方法を聞く
 - ④ 緊急時連絡先医療機関または、主治医を伝える。
- 緊急時連絡先医療機関にも一報する
- ① 受け入れ可能か確認
 - ② 手当の指示を受ける

【救急車を要請したら】

- ① 救急隊からの電話に対応できるよう、通報時に伝えた連絡先に常につながるようにしておく。
- ② 健康調査票、症状・処置内容を記録した用紙の写しを準備。
- ③ 児童生徒の保険証の写し、エピペン（使用済みも）を持参。
- ④ 状況を説明できる職員が同乗する。

【その他】

- ◇他の児童生徒への対応
- ◇救急車の誘導
- ◇同乗者の準備
- 教育委員会への報告

感染症・食中毒の発生時対応マニュアル

《授業中》

事故発生

《休業中》

事故発生

※緊急連絡網

- ① 児童（生徒）の被害状況の把握
- ② 教育委員会へ連絡
- ③ 学校医の助言を得る
- ④ 保護者等からの照会に対する対応

※対応の決定と指示

（ 校長（教頭） ）

保護者への連絡

児童（生徒）下校

家庭訪問等

授業再開について教育委員会と協議

教職員学校集合

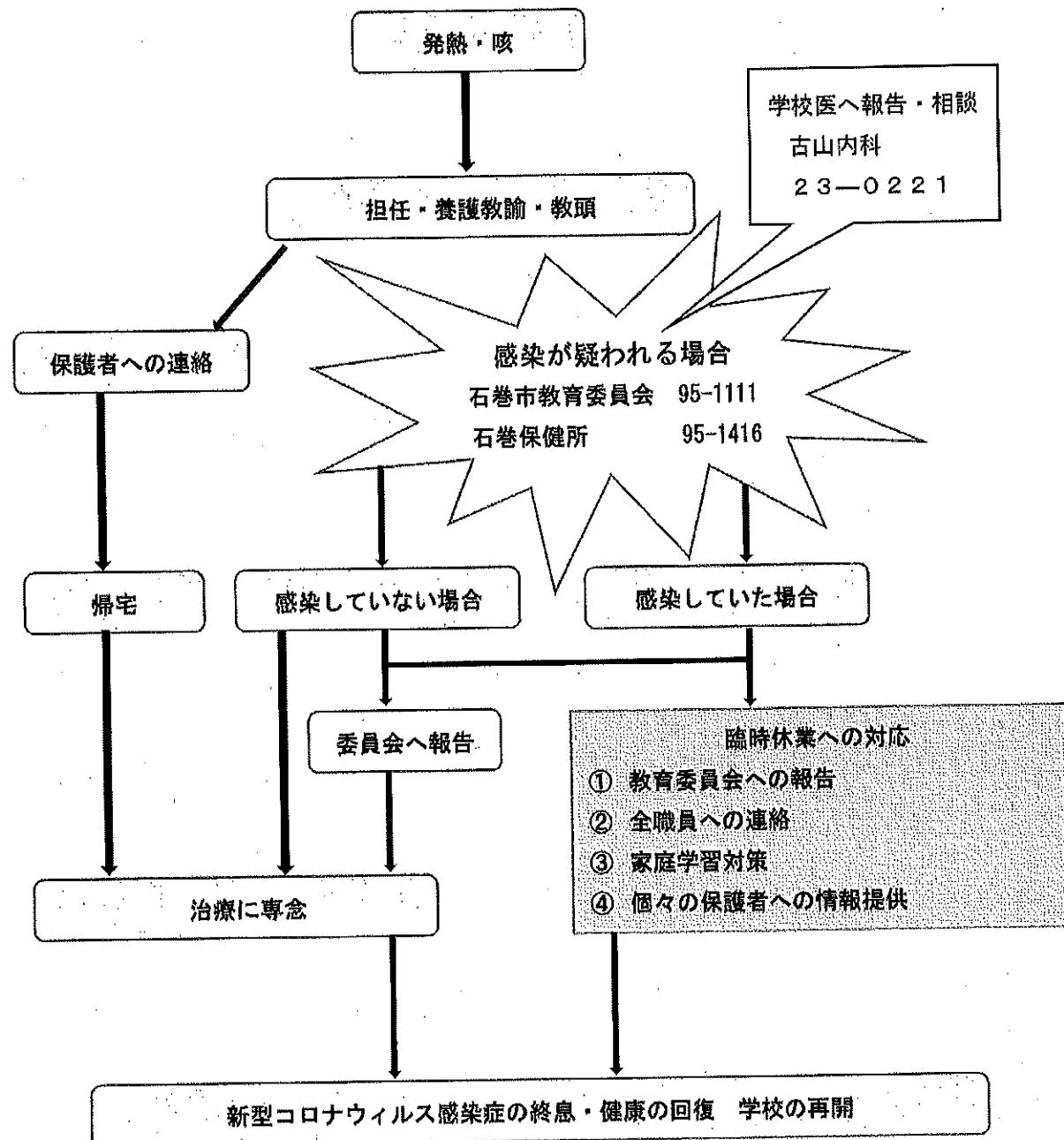
保護者への連絡

- ① 児童（生徒）の回復状況の把握
- ② 教育委員会へ連絡
- ③ 全職員への検便と校舎内外の消毒
- ④ 保護者（PTA）への事情説明
- ⑤ 保護者等からの照会に対する対応

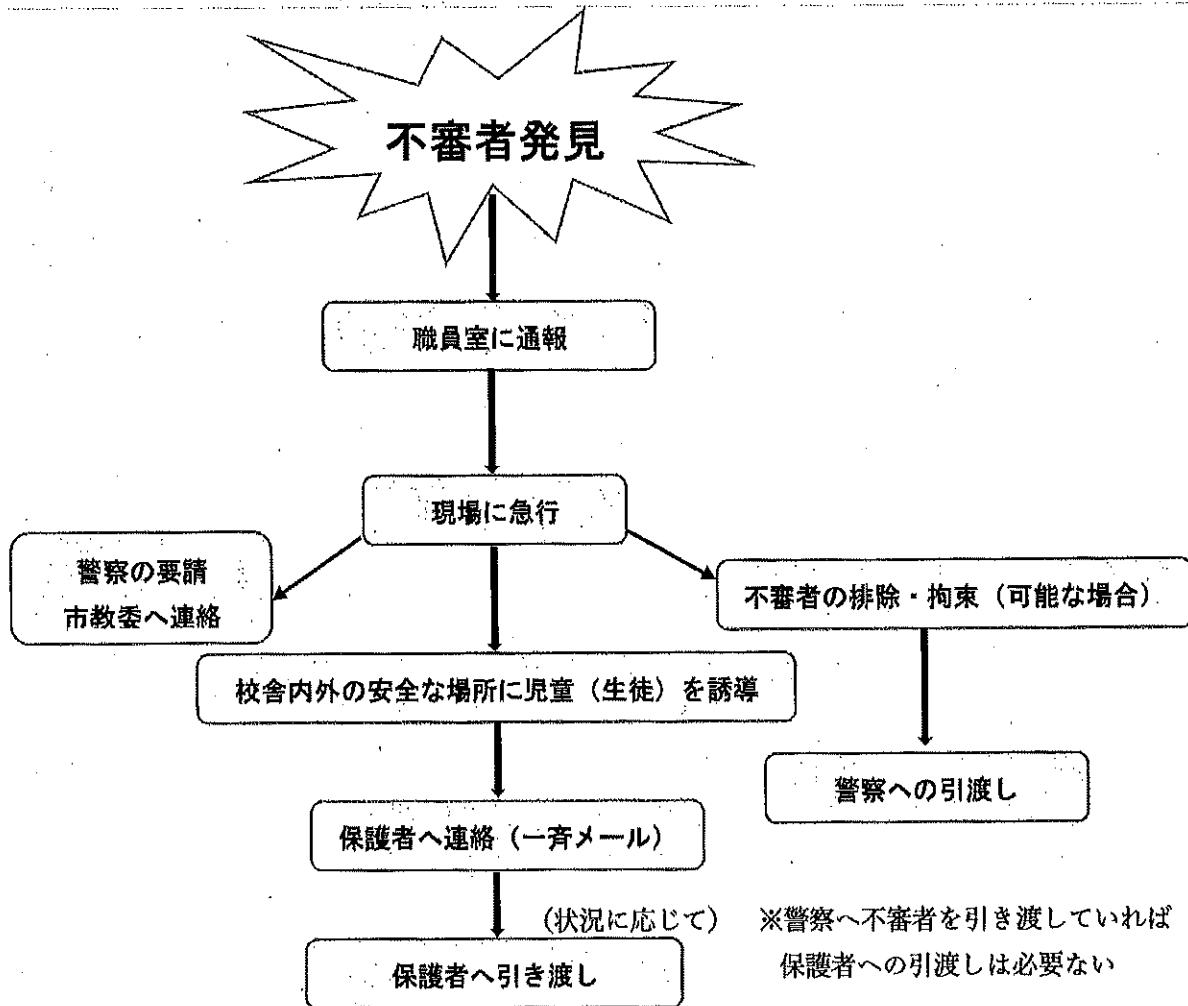
消防・救急	119
石巻消防署	95-7112
石巻市教育委員会	95-1111
学校教育課長	【内線】5021
東部教育事務所	95-1411
【内線】指導班	3840
副参事	3820
所長室	3800
保健福祉事務所	95-1430
学校医（古山内科）	23-0221

保護者への連絡

新型コロナ感染症対応マニュアル



不審者侵入時の対応マニュアル



【授業中の場合】

- ・避難指示の方法（教頭）
「稻井先生が昇降口に入りました。」→不審者が昇降口より侵入。
- 「体育館へ移動しましょう。」→体育館へ避難。
- ・現場に急行（教務・男性職員）

【休み時間の場合】

- ・避難指示の放送（教頭）
「生徒の皆さんに連絡します。今、稻井先生が口々にいます。」
「口々からすぐに離れなさい。」
- ・現場に急行（教務・男性職員）

【校庭に侵入の場合】

- ・避難指示の放送（教頭）
「校庭で遊んでいる皆さんは、すぐに校舎に入りなさい。」
- ・現場に急行（教務・男性職員）

- 校長または教頭の指示により。事務職員は関係機関（110番、市教委）に通報、報告する。
- 担任は生徒の安全を確保する。
- 生徒の安全を確保した男性職員は、さす股やほうき等を持って現場に急行する。

登下校時の緊急時（不審者）対応マニュアル

学校への第一報

※緊急対応が必要か判断

緊急対応が必要な場合

【被害者の安全確保】

- 現場や病院に急行し、情報収集と整理を行う。
 - ① 避難している児童（生徒）の安全確保
 - ② 不審者の現在の様子
 - ③ 現場での対応の様子
 - ④ 負傷者の搬送の状況
- 負傷者がいる場合には119番通報や保護者への連絡を行う。
- 警察への通報の有無を確認し、通報がまだの場合は110番通報を行う。
- 保護者等の支援を得て、子どもの安全確保を図る。
- 教育委員会への連絡と支援要請を行う。

緊急の対応を要しない場合

- 状況に応じ、警察、教育委員会等の諸機関に通報する。
- 地域住民保護者等と連携を図り防犯対策を強化する。

不審者が確保されていない場合

登下校の安全確保

- 1 安全確保までの子どもの保護と保護者への引渡しを行う。
 - ① 子どもの状況を把握する。
 - ② 下校前であれば、安全確保されるまで学校で待機させる。
 - ③ 保護者への引渡しを行う。
- 2 地域住民・保護者・警察・教育委員会等への支援要請を行う。
- 3 必要に応じて、教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。

※パトロールの際は、2人以上の組み合わせにする。

令和5年度 不審者対応訓練実施計画

1 日 時 令和5年 9月 日 () 14:30~15:15

2 ねらい

- (1) 不審者の侵入に対し、教員と生徒が自他の生命・安全を守るために、冷静かつ迅速に対応できる態度や能力を育てる。
- (2) 情報共有や全体への避難行動指示など、生徒の生命・安全を守るためにの行動を、職員相互が協力しつつ遂行できるようにする。

3 想定

不審者（1名）が体育館通路から校舎内に侵入してきた。職員室前を通り過ぎることで、職員が気づく。複数で声を掛けるが止まらず各階の廊下をうろつき、壁を叩いたり、声で教室内の生徒や教員を威嚇してくる。

4 留意点

- (1) 生命を守るための訓練であり、真剣な態度で臨むようにさせる。
- (2) 第一発見者は不審者にまず声をかけ、おかしいと思ったら周囲に声をかけて応援を依頼する。
- (3) 不審者に対する教師は、不審者に対して背を向けずに、相手の動きを見て対応する。言葉掛けについては、穏やかに話し、興奮させないように気を付ける。暴れた場合は刺されないよう、いすやさすまた等で応戦しながら生徒が避難する時間を稼ぐ。（闇うのではなく、あくまでも「寄せ付けない」「逃げる」が基本だが、状況によっては対抗措置を取らざるを得ない場合もある。）
- (4) 授業者は生徒の安全確保を最優先し、不審者が生徒に近づかないよう適切に行う。また、人数確認を行う。
- (5) 役割の確認
 - ・ 本部 … 校長（指示、命令）
 - ・ 総務 … 職員室にいる教職員を中心に（緊急放送、電話対応）
 - ・ 警護班 … 男性教諭等を中心に → 被害拡大の阻止、警察が来るまでの時間確保
 - ・ 救護班 … 養護教諭を中心に救護に当たる
 - ・ 不審者役 … 石巻警察署員に依頼。（窓口：北村さん、不審者：橋本さん、観察：石川さん）
- (6) 事前に教職員対象の対応訓練を行う。また、担任は生徒に不審者が侵入した時にとるべき行動について指導する。

5 対応方法の例

(1) 侵入時の対応

ア 生徒が教室内にいる場合は不審者が入室しないように施錠し、入り口に机でバリケードを作る。

イ 廊下などに生徒がいる場合は近くの教室に避難させる。

ウ 体育館や特別教室にいる場合は入口を施錠して安全を確保する。

※状況に応じて、体育館や校庭に避難することもありえる。その場合は教員が先導し、避難する。

- (2) 基本的に不審者対応は男性教員が行う。職員室にいる女性教員は教室にいる男性教員と交代して教室内の生徒の安全確保対応を行う。
- (3) 確認の取れない生徒がいる場合は、二人一組で校舎内を探す。
- (4) 生徒の様子を見て、けがなどの外傷がある場合はただちに119番通報する。生徒がパニックにならないよう、落ち着いて行動させるための声掛けを絶やさない。（精神面のケア）

6 訓練の実際

時刻	全体の流れ	◎不審者、◆責任者、○教科担任、☆検索係、△応援
14:10	・授業開始	
14:30	<ul style="list-style-type: none"> ◎敷地内に侵入。中の様子を伺いながら体育館通路から校舎内に侵入してくる。 ・職員室前を不審者が通り過ぎるのを発見する、教員は3名で不審者に対応する。 (身の安全を確保しながら、応援に来る教員が来るための時間稼ぎをする。) ・対応者1、2「どちら様でしょうか？今日はどのような用件で来られたのでしょうか？」 <p>不審者に対峙する教員は、自身の安全優先。逃走経路のない技術室前のスペースに追い込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応者3は職員室に駆足で向かい、「不審者が侵入、職員室前廊下で（　）先生と（　）先生が対応中」と職員室の教員、校長に報告する。女性教員は、なるべく教室の男性教員と交代するようとする。 ◆応援（なるべく男性教員）、検索の役割をふる。その後、警察へ電話。その際に教頭の机前にある「110番のラミネート」で内容を照らし合わせながら話す。 <p>※今回は石巻警察署 95-4141にTEL 内線261~263の生活安全課 「訓練です」を一言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長が市教委に通報。応援を依頼。 ・責任者の指示のもと、対応者3が全校に放送で連絡をする。 ・対応者3「生徒玄関から稻井先生が入りました。現在、場所は生徒玄関。対応をお願いします。」 	
	<p>教室、特別教室（体育館）にいる場合</p> <p>○施錠をして出口に机やイスでバリケードを作る。教室中央に座らせ、点呼をとる。</p> <p>☆ドアの外から、生徒の安否確認をして、トランシーバーで責任者へ報告する。</p> <p>対応者1、2と応援は警察が来るまで時間を稼ぐ。</p> <p>※施錠できないときは、バリケードを作る。侵入してきた際に、椅子やほうきなどで抵抗する。</p> <p>外にいる場合</p> <p>○幼稚園の駐車場スペース（校舎内から見えないところ）に避難をして、いつでも逃げられるように待機しておく。その際に点呼もしておく。</p> <p>☆生徒の安否を確認して、トランシーバーで責任者へ連絡する。</p>	
14:45	<ul style="list-style-type: none"> ◎各階の廊下をうろつき、壁を叩いたり声を出したりして生徒や教員を怖がらせる △さすまたを持って、対応者の周囲で待機する。 <ul style="list-style-type: none"> ・警察が到着。警察が不審者を確保。 ◆不審者確保の連絡 <p>○バリケードを外し、職員室の責任者へ生徒の安否を報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆校長へ訓練が完了したことを報告。 ・校長は教育委員会へ不審者確保について報告 ・教頭が保護者に一斉メール、引き渡しへ。 	
14:50	<p>全体会 (司会:安倍)</p> <p>1 講評 (5分以内)</p> <p>2 校長先生の話</p> <p>事後指導… 訓練の振り返り (各教室) 準備物…教師用説明プリント、振り返り用プリント</p>	
15:00		

7 参考資料 「学校における防犯教室等実践事例集」(文部科学省 2006) より抜粋

(1) 不審者に 2 名で対応する場合、2 名が等間隔を保っておく。

→ 遠い近いがあると、近い人に向かってくる。

→ できるだけ多くの人で対応するとよい。

(2) 不審者侵入か?と判断したら、とにかくすぐに 110 番連絡を行う。ミスであっても構わない。

→ いざ、その場面になれば不慣れなだけに舞い上がってしまうので、気付いた人が進んで電話する。

→ まずは生徒の安全、次は自分の安全を心掛ける。

→ 校内で見慣れぬ人を見掛けたら、勇気をもって素早く声掛けを行う。

「こんにちは、天気がいいですね。何のご用ですか?」

「どちら様でしょうか? 今日はどのような用件で来られたのでしょうか?」

「今は授業中ですので、教室の方は御遠慮願います。」

→ 反応に不審な点があれば、すぐ 110 番する。

(3) 110 番について

→ 110 番は県警本部につながるので、住所・電話番号を必ず伝える。

「石巻市真野字八の坪 116 の稻井中学校です。電話番号は 0225-91-2314 です。」

(4) 不審者にかける言葉について

→ 穏やかに話し、興奮させないよう心掛ける。

→ 刃物等凶器を持っていれば、手から離し、どこかに置くよう話し掛ける。

「刃物を床に置きましょう。」粘り強く声を掛ける。

→ 警察官が到着するまでの時間をかせぐ。

→ 落ち着かせることが最優先。

(5) 対応に当たって

→ うろうろと落ち着かない場合は、ある程度足止めも図る。

敷地外へ出るようなら出て行くのを確認し警察の捜査に委ねる。

→ どうしても入ろうとする場合は、近くの空き教室に誘導する。

→ 道具（いすなど周りにある物でもよい）を手に持ち、対応する。止まらない。退路を確保する。

→ さすまたは上下に使う

令和5年度 交通安全指導全体計画

1 指導目標

- (1) 社会の一員として、交通ルールやマナーを守り、自他の安全を守る生徒を育成する。
- (2) 交通ルールを理解し、それを尊守しようとする姿勢を養う。

2 指導方針

- (1) 全校生徒に交通安全への高い意識をもたせ、通学の決まりや道路交通法を守らせる。
- (2) 通学時の危機管理に対する意識を高め、危険に遭遇した際に適切な対応をとることができるもの生徒の育成を目指す。

3 重点努力目標

- (1) 通学路における点検や危険箇所の聞き取りを行い、関係機関と連携しながら生徒の通学時の安全を確保する。
- (2) 実生活に則した場面を想起させ、交通事故が身近なものであるという意識をもたせる。

4 主な指導内容

- ・自転車の乗り方、危険行為、交通ルール・マナーの指導
- ・通学路の危険箇所調査(安全担当教員の巡視、生徒へのアンケート)
- ・全校自転車点検(年2回)、1年生交通安全教室
- ・街頭指導(交通安全週間期間、1~2学期の月2回程度)

5 年間指導計画

学 期	活 動 内 容
1学期 (4月~7月)	4月 ○ 通学路の危険箇所調査(工事箇所等の確認) ○ 全校交通安全教室・自転車点検、1年生自転車運転チェック (4/11) ○ 春の街頭指導(4/10~4/14) ※春の交通安全運動(4/ ~4/)に合わせて 5月 ○ 通学路危険箇所生徒アンケート ○ 通学路調査(交通安全担当) 7月 ○ 夏休み中の交通安全についての指導
2学期 (9月~12月)	9月~10月 ○ 秋の街頭指導(9/19~9/28予定) ※秋の交通安全運動(9/ ~9/)に合わせて ○ 自転車半年点検(各担任) 11月 ○ 冬期通学における通学路の危険箇所の確認 12月 ○ 冬休み中の交通安全についての指導
通年	○ 自転車の乗り方、危険行為、交通ルール・マナーの指導 ○ 地区巡視 ○ 月2回程度の街頭指導(1~2学期) ○ 登下校指導(天候や路面状況に応じて 雪かき・融雪剤散布)

6 その他

- ・通学路内の道路工事を受けて、迂回路を指定される場合もある。
- ・学区外からの自転車通学は原則認めていないが、やむを得ない場合は保護者の責任のもと、学校長の許可を得て通学することができる。
- ・自転車点検で各項目をクリアし、許可された自転車にワッペンを貼り、自転車通学ができる。

交通安全指導重点項目

- ・いつでも交通安全・交通ルールを意識し、安全に自転車を利用させる。

「交通ルール、守るあなたが、守られる」

- ・宮城県警等の自転車交通安全ポスターを活用しながら指導する。

1. 歩行者優先の意識を高めさせる

2. 幼稚園脇の橋やグリーンゾーンの走行に注意させる

*バイパス沿い、傾斜あり、狭い、冬期や雨天時滑りやすくなる、小学校の登校班を無理に追い越さない など

3. 一時停止・左右確認・道路標識の確認の徹底させる

*住宅地（特に新栄・美園地区）などでは、塀や生け垣によって、車や他の通行者の死角になってしまふ場所が多くある

4. 並進（横並び）・左右に広がっての通行の禁止の徹底

5. 車道へのみ出しへの指導

6. スピードの出し過ぎへの指導

7. ながら運転（スマホ・携帯電話、イヤホン・ヘッドホン、傘さし）への指導

8. ヘルメットを正しく着用させる

9. 通学路以外の通行への注意喚起

10. 下校時（夕方）はライトを点灯させるようにする

11. 自転車点検を以下の項目について行う

1ブレーキ 2ライト 3ベル 4反射板 5鍵 6タイヤの空気圧 7チェーンの状態

12. 凍結・積雪のある道路の通行のしかたについての注意喚起

*急ブレーキ・急ハンドルに気をつける、無理に自転車をこがず自転車を降りて歩く、朝は早めに家を出るなど

交通事故発生時対応マニュアル

